

心身障害者扶養保険事業に関する検討会 報告書参考資料

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 企画課

目 次

1. 心身障害者扶養保険事業の概要	P2
2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み	P4
3. これまでの制度改正の概要	P5
4. 加入者等の状況	P8
5. 加入者数と年金受給者数の推移	P9
6. 加入者(保護者)・年金受給者(障害者)等の動向	P10
7. 財務状況	P16
8. 財政収支等の将来推計	P21
9. これまでの広報活動の実績(平成29年度～令和3年度)	P32

1. 心身障害者扶養保険事業の概要

1. 制度の概要

- (1) 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者の死後に遺された障害者に終身年金を支給し、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度。
- (2) 地方公共団体において先行して実施されていた制度を引継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設。地方公共団体が条例に基づき実施する心身障害者扶養共済制度を独立行政法人福祉医療機構が再保険する制度。
- (3) 独立行政法人福祉医療機構の中期目標に基づき、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしている。

独立行政法人福祉医療機構中期目標(平成30年度～令和4年度)抜粋

5 心身障害者扶養保険事業

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実に行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

2. 制度の内容

(1) 加入者: 次のいずれの要件も満たしている保護者(配偶者、父母、兄弟姉妹、又はその他の扶養親族等)

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること
- ② 次のいずれかに該当する心身障害者を扶養していること
 - ア 知的障害者
 - イ 1級から3級までの身体障害者
 - ウ 精神又は身体に永続的な障害のある者で、その障害の程度が上記ア又はイと同程度の者
- ③ 特別の疾病又は障害がなく生命保険に加入できる健康状態であること

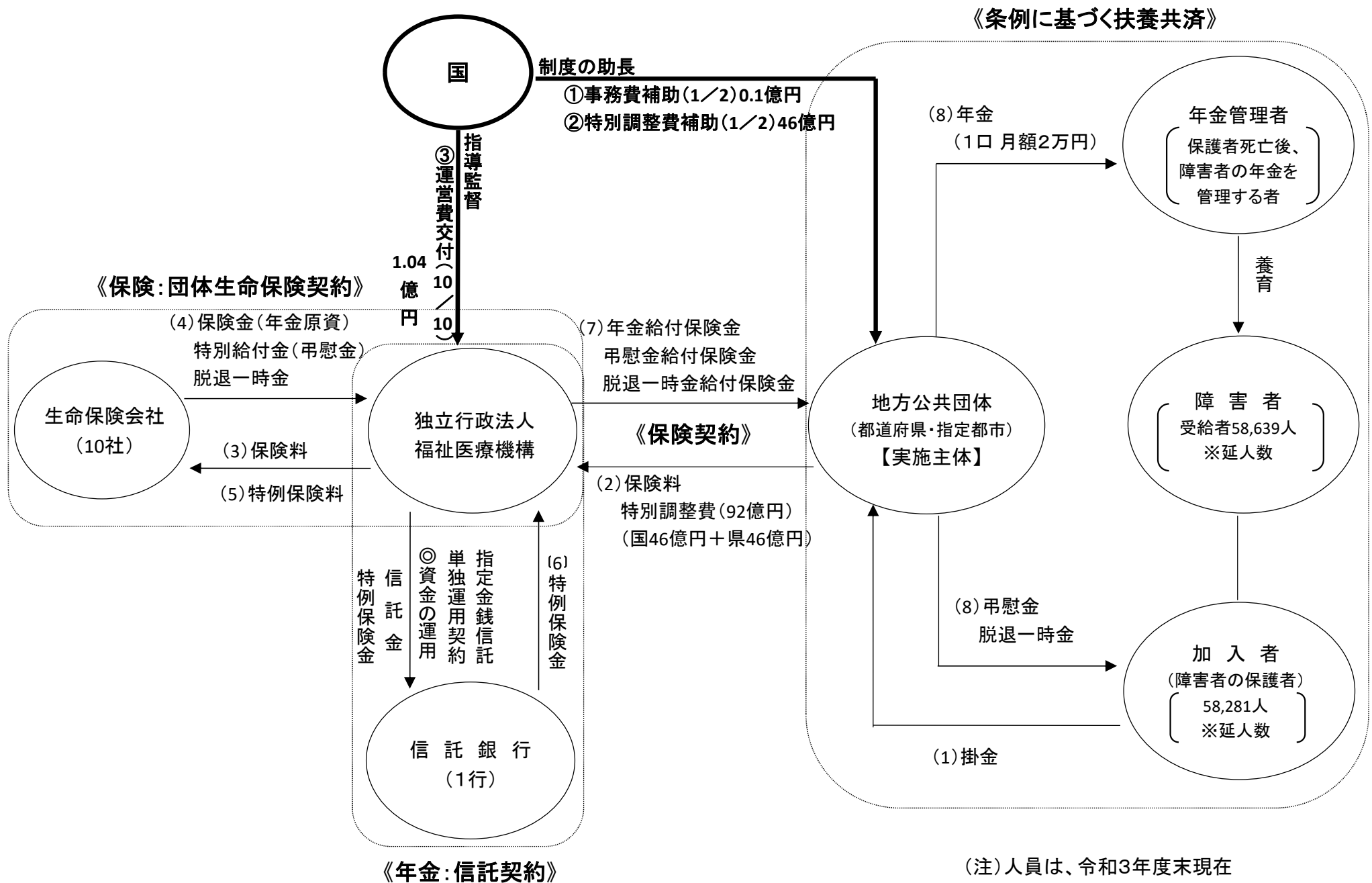
(2) 年金等の支給

- ① 加入者が死亡若しくは重度障害となったときは、その月から 障害者に対し、次の年金を支給
 - * 1口加入者 月額 20,000円
 - * 2口加入者 月額 40,000円
- ② 障害者が死亡又は加入者が脱退した場合は、加入期間に応じ、弔慰金、脱退一時金を支給

(3) 保険料(掛金)の月額

加入時における年齢区分 (加入時年齢で固定)	掛 金 月 額	
	平成20年3月31日以前加入者	平成20年4月1日以降加入者
35歳未満	円 5,600	円 9,300
35歳以上40歳未満	6,900	11,400
40歳以上45歳未満	8,700	14,300
45歳以上50歳未満	10,600	17,300
50歳以上55歳未満	11,600	18,800
55歳以上60歳未満	12,800	20,700
60歳以上65歳未満	14,500	23,300

2. 心身障害者扶養保険事業の仕組み



3. これまでの制度改革の概要

1. 第1次改正(昭和54年10月)

- ◆ 制度発足後10年が経ち、年金額の増額や加入年齢緩和の要望が出てきたため、次のとおり第1次改正が行われた。

(1)年金の増額	2口加入制度の創設
(2)加入年齢の緩和	原則45歳未満まで → 65歳未満まで
(3)保険料(掛金)の改正	加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(一部)

2. 第2次改正(昭和61年4月)

- ◆ 制度発足当時は実態が不明であったこと、また福祉政策の観点から保険料が低めに設定されていたこと等により、財政的に余裕がなくなってきたため、次のとおり第2次改正が行われた。
 - (1)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の額の改定
 - 保険料のアップ及び区分変更(3区分 ⇒ 4区分)
 - (2)加入時45歳未満の既加入者の保険料(一口目)の免除開始要件の改正
 - 65歳以上かつ20年以上継続加入 ⇒ 65歳以上かつ25年以上継続加入
 - (3)加入時又は付加時の年齢区分による保険料の固定方式の導入(全面)
 - (4)弔慰金の増額

3. 第3次改正(平成8年1月)

- ◆ 従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料を引き上げるとともに、過去の保険料納付不足分について国及び道府県・指定都市で2分の1ずつ負担する等の措置を平成7年度以降の予算において講じた。
 - (1)保険料の改定
 - 年金給付を賄うのに必要な保険料に改定(引上げ幅:2.0~2.5倍)
 - (2)脱退一時金の創設
 - 一定期間以上の加入者が脱退した場合、加入期間に応じて支給
加入期間:5年以上10年未満 ⇒ 3万円、 10年以上20年未満 ⇒ 5万円
20年以上 ⇒ 10万円

(3) 財政支援の実施(特別調整費)

- 平成7年12月時点の既加入者及び年金受給者の年金給付に必要な費用のうち、従前の保険料納付不足分(約1,200億円)を国及び道府県・指定都市が負担(2分の1ずつ、20年間)
- 年間所要額: 国46億円、道府県・指定都市46億円(道府県・指定都市負担分は、地方交付税措置)

4. 第4次改正(平成20年4月)

◆ 近年の運用回りの低下、障害者の受給期間の長期化に伴う受給額の増額等により、従来の加入者や年金受給者の年金給付に必要な費用の不足に対して、保険料の引き上げ、公費投入期間を平成62年度まで延長する等の措置を講じた。

(1) 保険料の見直し

- 任意加入制度として財政が安定するよう、保険数理に基づき適正な水準に設定

(2) 公費による財政支援の延長

- 現行の公費投入規模(国と地方自治体で46億円ずつ)を維持し、投入の期間を平成62年度まで延長

(3) 定期的な見直し等

- 毎年度、財政の健全性を検証し、その結果を公表するとともに、少なくとも5年ごとに、保険料水準等について、今後の社会経済状況を十分に踏まえた見直しを実施

(4) 給付(年金)

- 月額2万円という年金額は据え置き(弔慰金及び脱退一時金は引き上げ)

＜参考＞保険料の水準

加入時年齢	新規加入者(改正後)		既加入者(改正後)		旧保険料月額
	保険料月額	旧保険料に対する比率	保険料月額	旧保険料に対する比率	
35歳未満	9,300円	2.7倍	5,600円	1.6倍	3,500円
35歳以上～40歳未満	11,400円	2.5倍	6,900円	1.5倍	4,500円
40歳以上～45歳未満	14,300円	2.4倍	8,700円	1.5倍	6,000円
45歳以上～50歳未満	17,300円	2.3倍	10,600円	1.4倍	7,400円
50歳以上～55歳未満	18,800円	2.1倍	11,600円	1.3倍	8,900円
55歳以上～60歳未満	20,700円	1.9倍	12,800円	1.2倍	10,800円
60歳以上～65歳未満	23,300円	1.8倍	14,500円	1.1倍	13,300円

5. 平成24年度の検討(概要)

- ◆平成24年6月に有識者による意見交換会を開催し、下記の理由により、平成25年度からの保険料水準等の見直しについては、特段の措置を講じないこととし、今後の見直し時期については、社会・経済情勢を注視しつつ、関係者等の意見を伺いながら検討していくこととした。
 - 想定した運用利回りと現況では乖離が生じているところではあるが、心身障害者扶養保険事業の資産運用は、長期的な観点に立って検討を行う必要があること。
 - 平成20年4月に保険料の引き上げが実施されたばかりであり、さらに障害者家庭に負担を求めることは困難であること。
 - 年金額についても、月額2万円の年金額で契約していることから、年金額を引き下げることは加入者及び受給者の理解を得ることに相当の困難が予想されること。
 - 公費による財政支援を平成62年度まで延長したところであり、更なる公費の期間の延長及び増額は困難であること。

6. 平成29年度の検討(概要)

- ◆有識者による検討会を開催し、財務状況等について検討を行った。
 - (1)保険料、年金給付
 - 現行の保険料及び年金給付等の水準を維持
 - (2)公費による財政支援
 - 公費投入は、加入者等の制度への信頼や安心を確保する上で重要。長期的な視点に立ち、継続的に安定した投入が行われることが望ましい。障害者死亡率に2003(平成15)～2005(平成17)年度実績を用いた場合には公費投入期間の延長(2054(平成66)年度まで)となる。
 - (3)運用利回り
 - 保険収支:1.5%(変更なし)、年金収支:2.8%→1.5%(運用リスク抑制や標準利率を考慮)
 - (4)広報
 - 新規加入の促進に向けた広報の取り組みの充実

4. 加入者等の状況

(1) 令和3年度末の状況

加入者(保護者)数 38,598人 (58,281口) 平均年齢 73.8歳

※ 新規加入者は平成30年度以降、1,000人規模を維持。

年金受給者(障害者)数 47,591人 (58,639口) 平均年齢 62.3歳

※ 障害者1人につき2口まで加入できる。

保険料免除者数 39,568人

※ 65歳に達し、20年(一部25年)継続加入した場合に、加入者の保険料の納付を免除している。

(2) 平均的な加入者・受給者像

① 加入者(保護者)

	平成19年度	令和3年度	(左記うち平成19年度以前 加入者分)
加入者数(※1)	93,346人	58,281人	50,407人
加入者平均年齢	67.3歳	73.8歳	76.7歳
平均加入期間(※2)	30年2か月	38年1か月	38年5か月
新規加入者の平均年齢	48.8歳	48.8歳	—

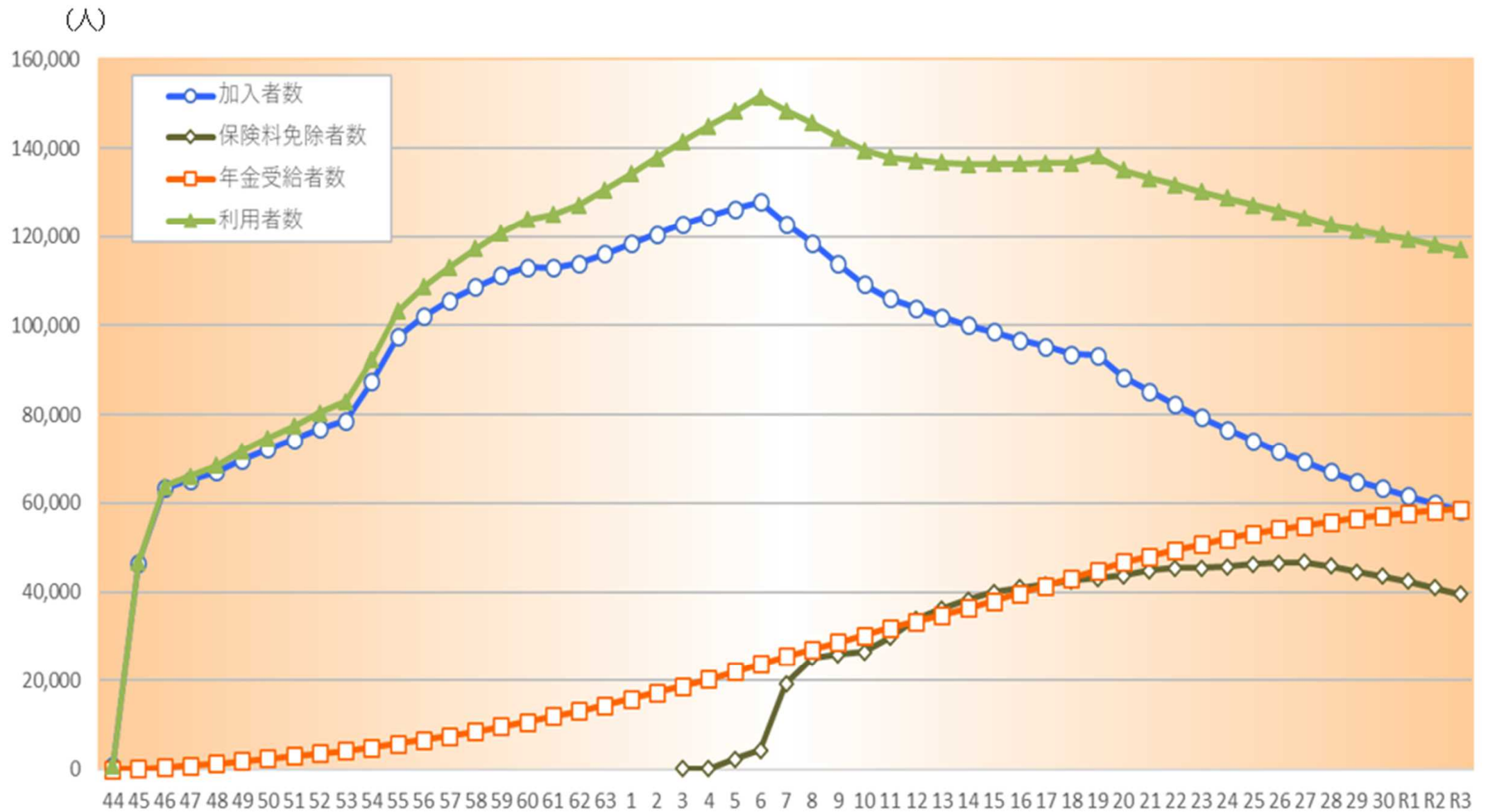
② 受給者(障害者)

	平成19年度	令和3年度	(左記うち平成19年度以前 加入者分)
年金受給者数(※1)	44,856人	58,639人	58,568人
年金受給者平均年齢	54.3歳	62.3歳	62.3歳
平均受給期間(※2)	14年1か月	20年7か月	20年7か月
受給開始時の平均年齢	47.9歳	44.9歳	45.0歳

(※1) 加入者数及び年金受給者数は口数による延べ人数

(※2) 平均加入期間及び平均受給期間は、各年度において亡くなられた方を対象に集計。

5. 加入者数と年金受給者数(口数による延べ人数)の推移



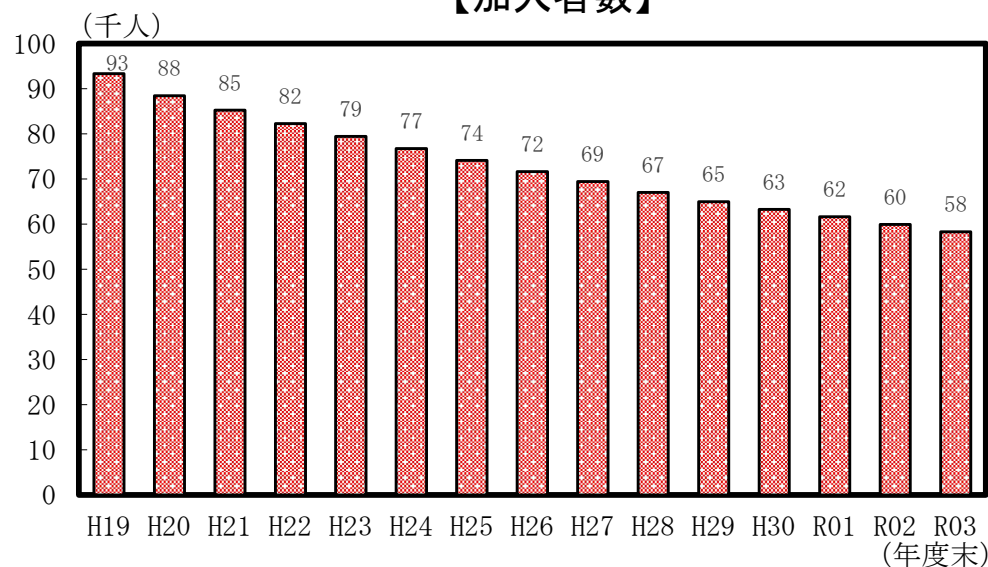
(独)福祉医療機構 作成

(年度末)

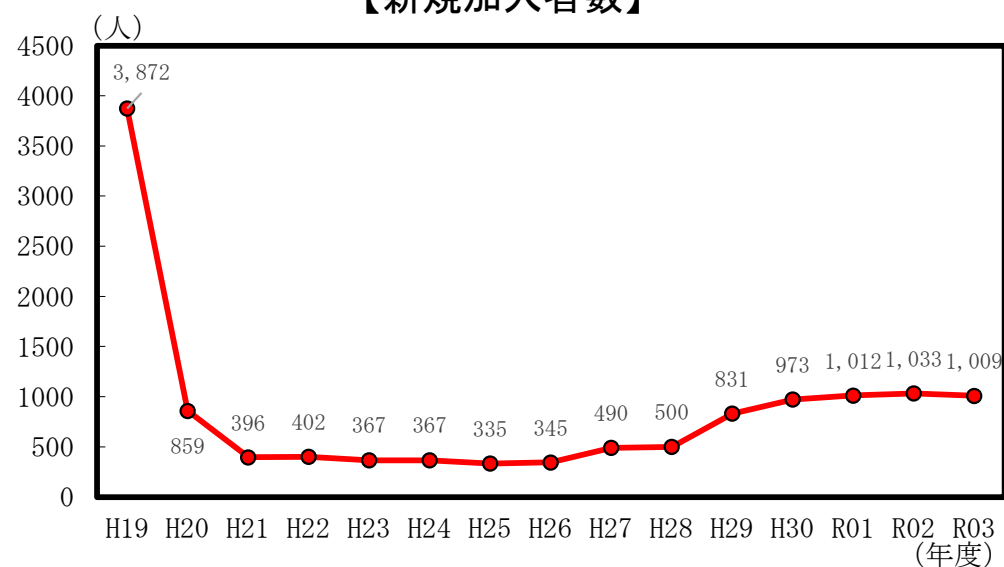
6. 加入者(保護者)・年金受給者(障害者)等の動向

全 般

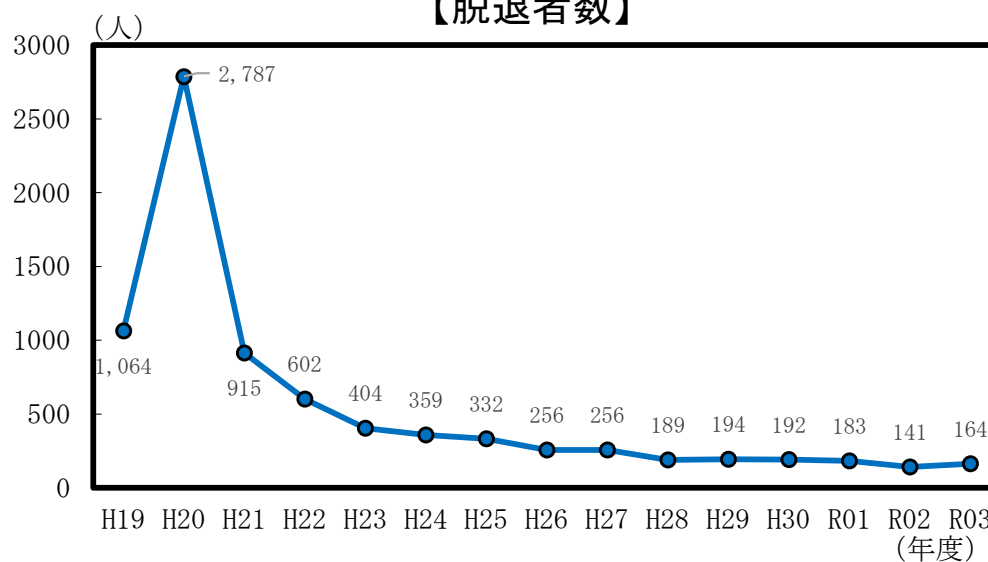
【加入者数】



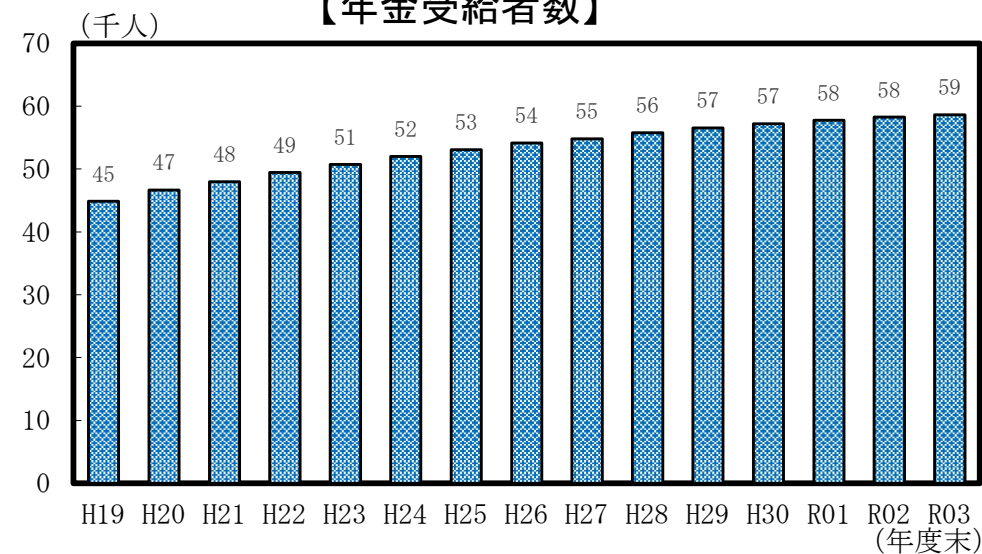
【新規加入者数】



【脱退者数】



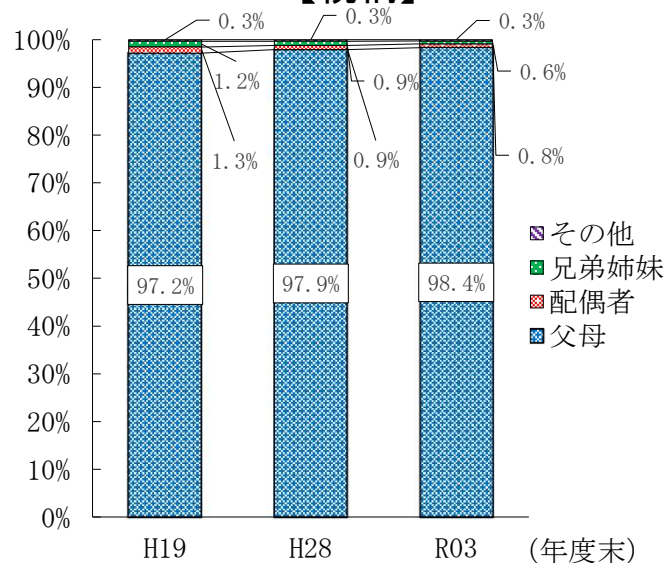
【年金受給者数】



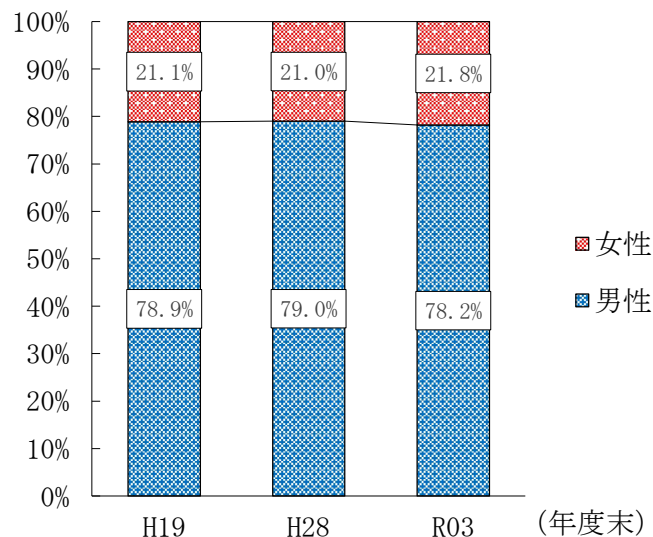
(注)加入者数、新規加入者数、脱退者数及び年金受給者数は口数による延人数を記載している。

加入者（保護者）

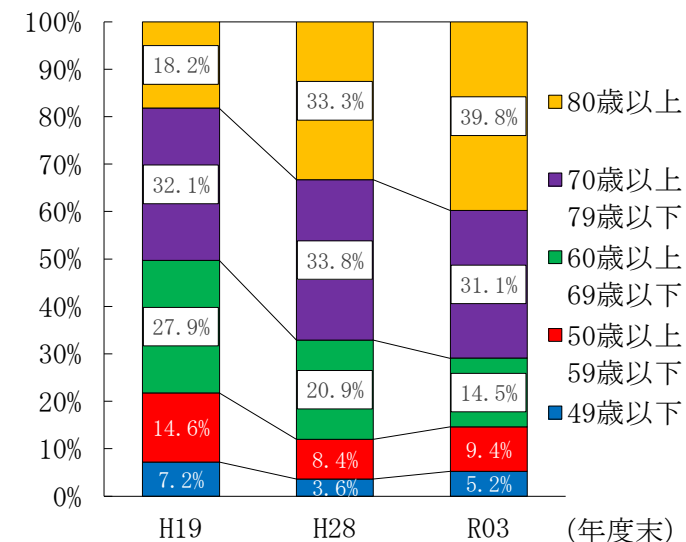
【続柄】



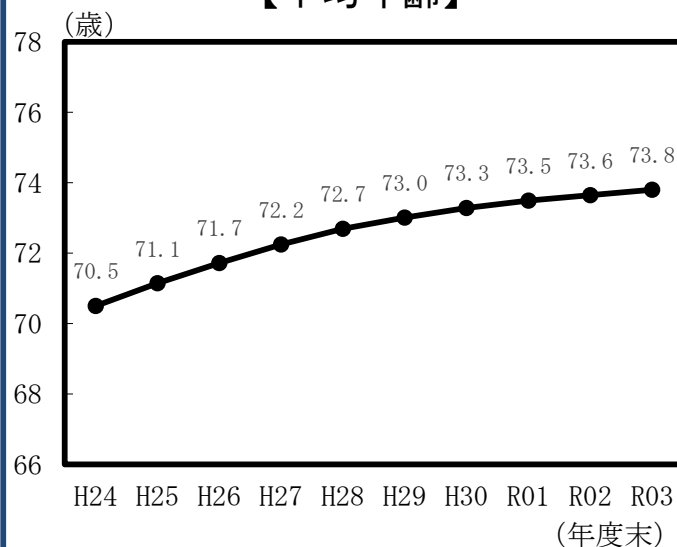
【性別】



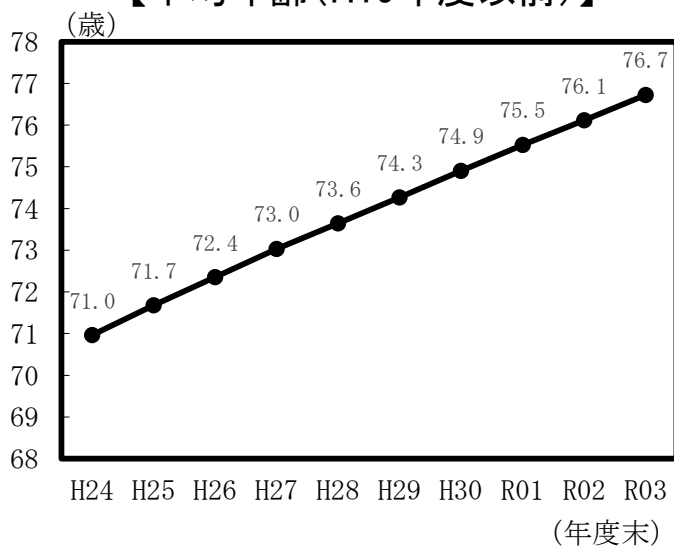
【年齢】



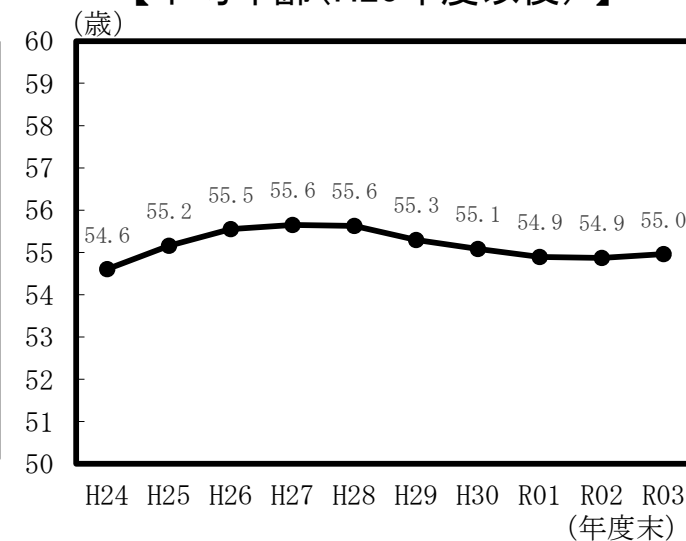
【平均年齢】



【平均年齢(H19年度以前)】



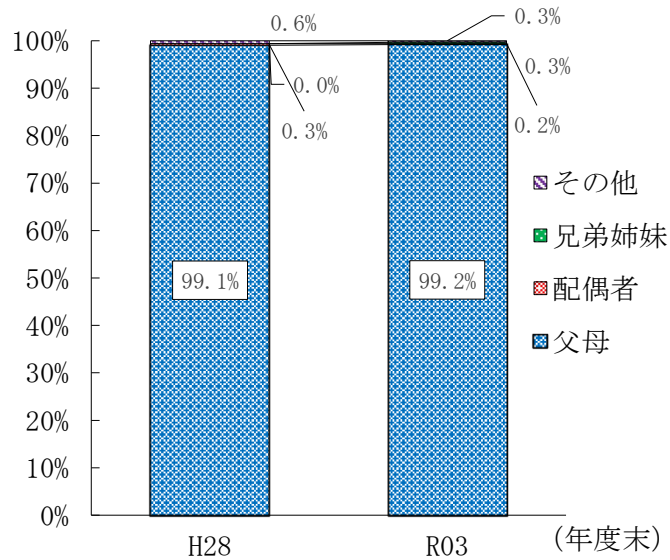
【平均年齢(H20年度以後)】



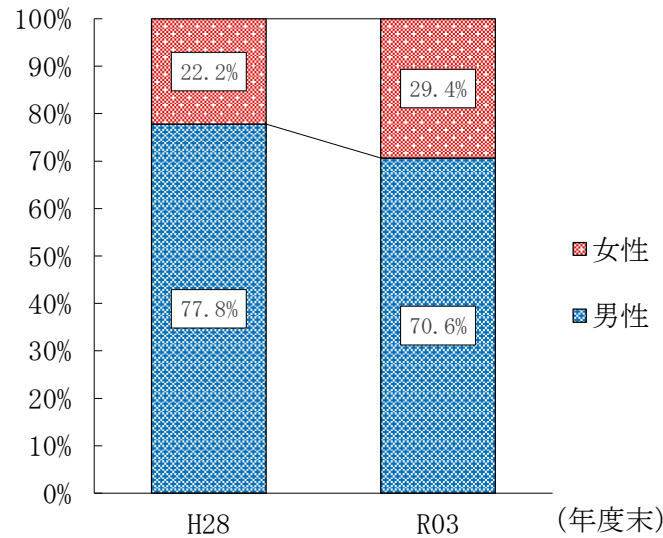
(注) 集計時点の各年度末データに基づき作成。平均年齢は口数による延人数で算出。

新規加入者

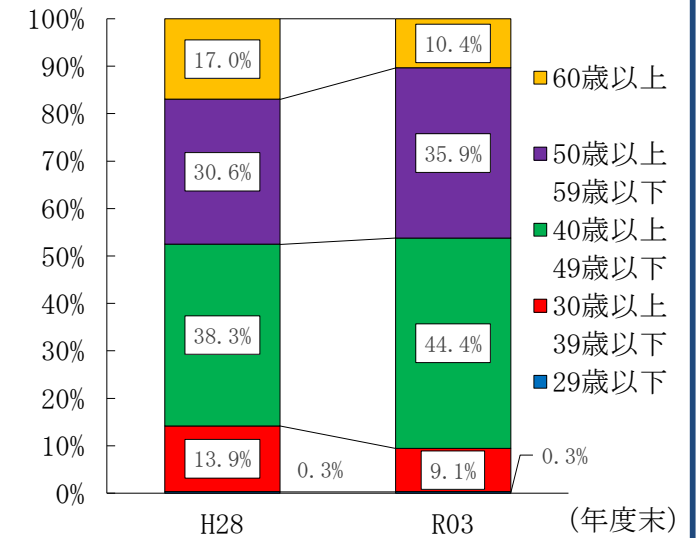
【続柄】



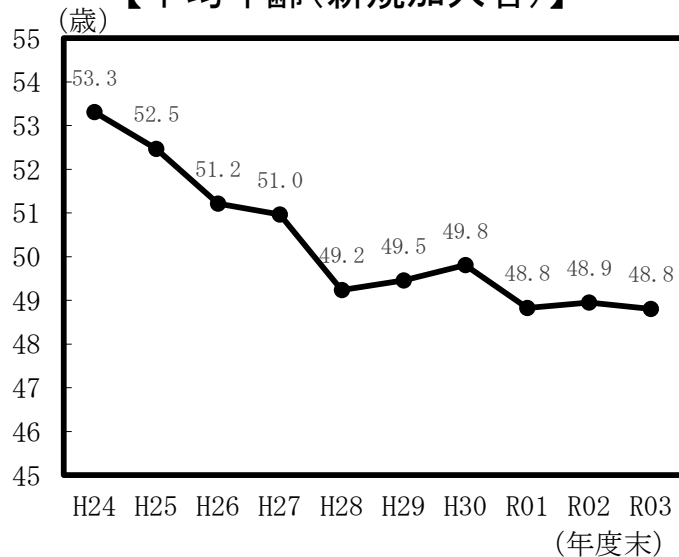
【新規加入者の性別】



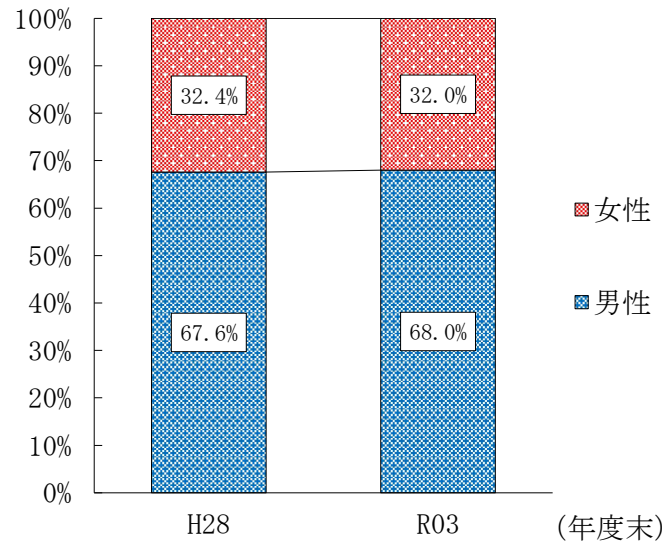
【新規加入者の年齢】



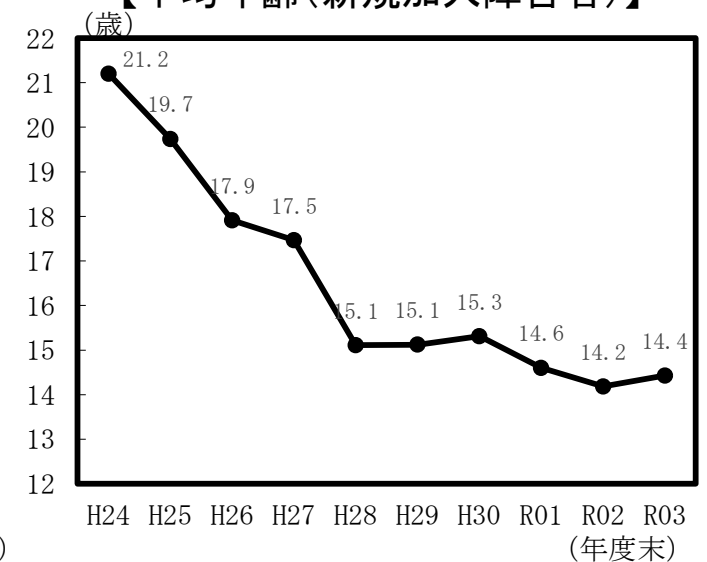
【平均年齢(新規加入者)】



【新規加入障害者の性別】



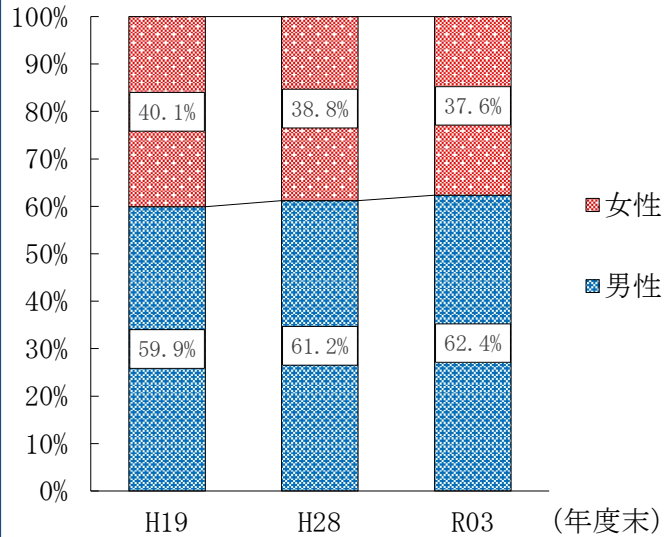
【平均年齢(新規加入障害者)】



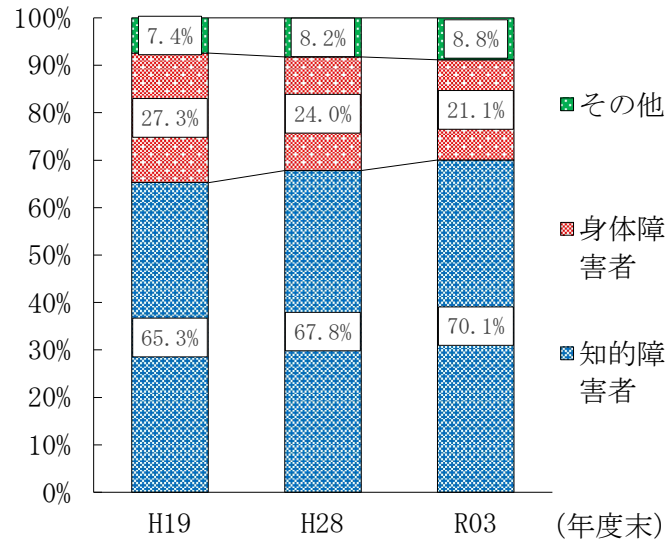
(注) 集計時点の各年度末データに基づき作成。加入時平均年齢は口数による延人数で算出。

年金未受給障害者

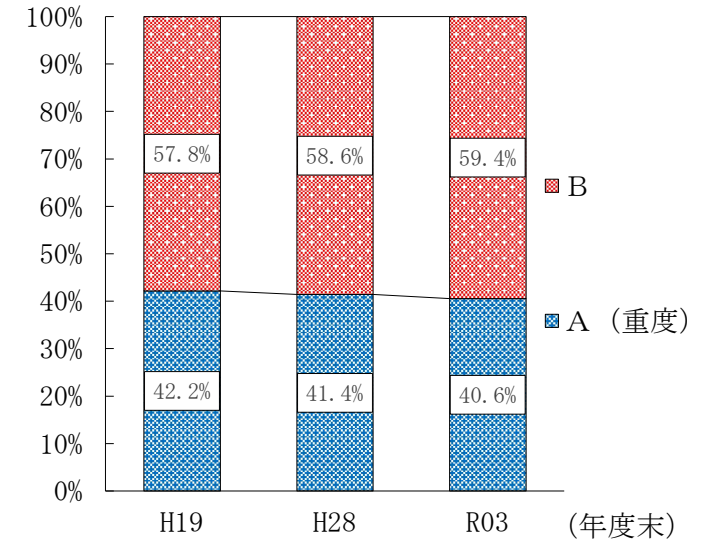
【性別】



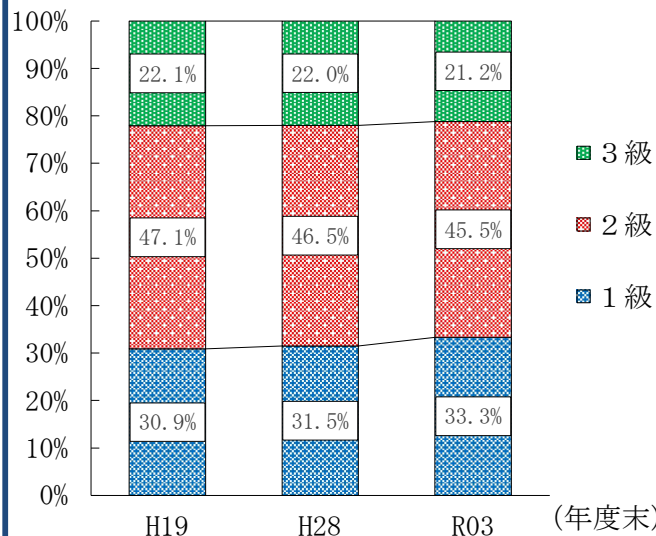
【加入時の障害種別】



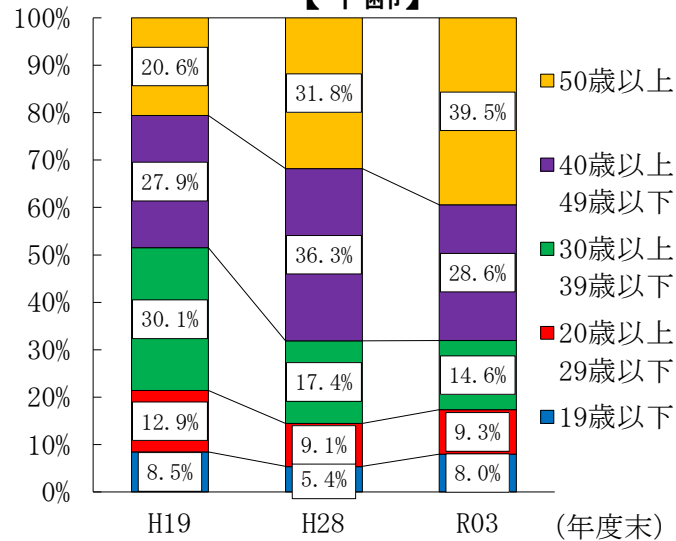
【加入時の知的障害の程度】



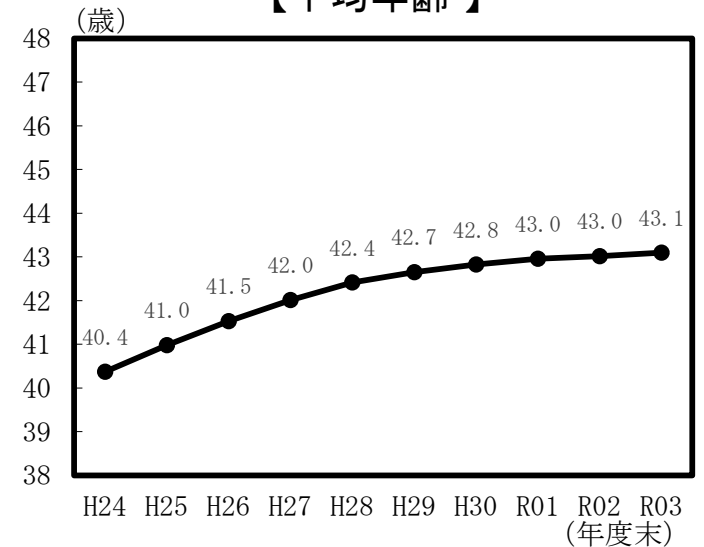
【加入時の身体障害の程度】



【年齢】



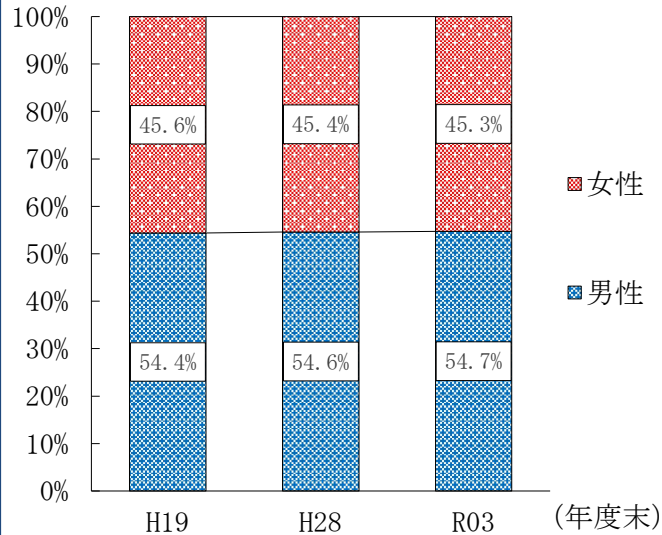
【平均年齢】



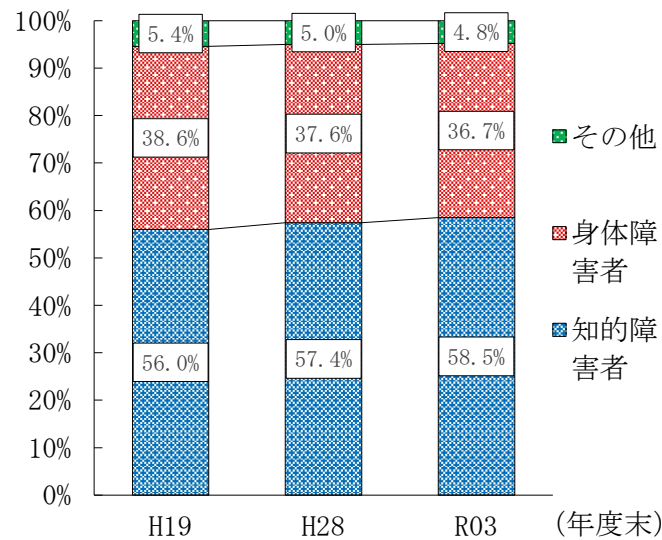
(注) 集計時点の各年度末データに基づき作成。平均年齢は口数による延人数で算出。

年金受給障害者①

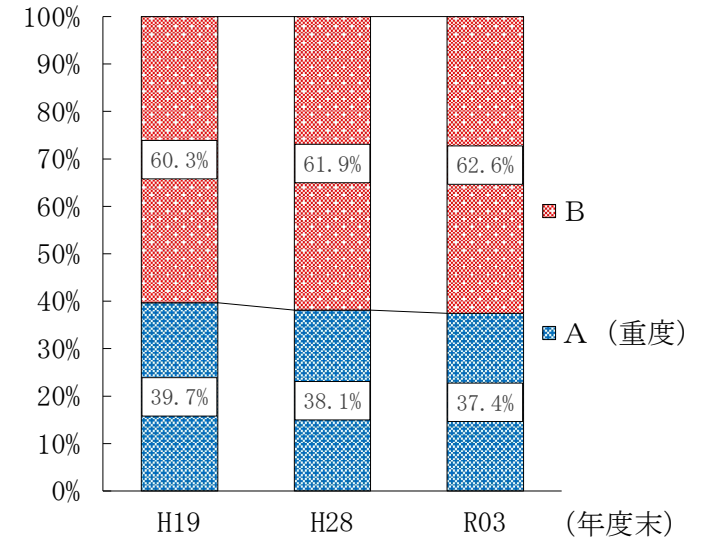
【性別】



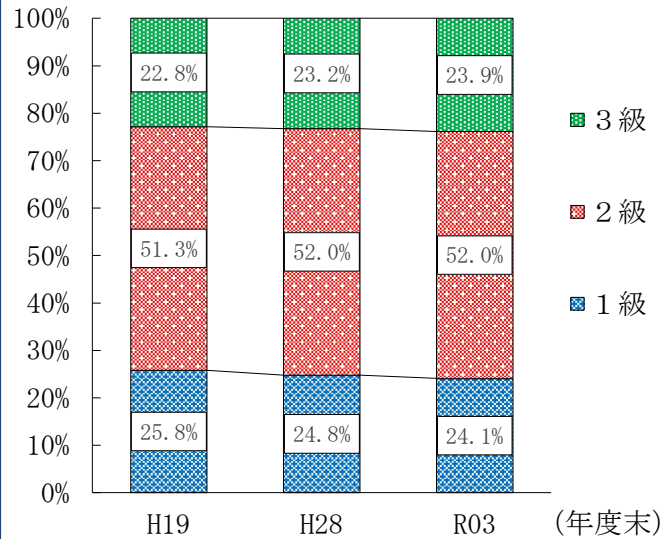
【加入時の障害種別】



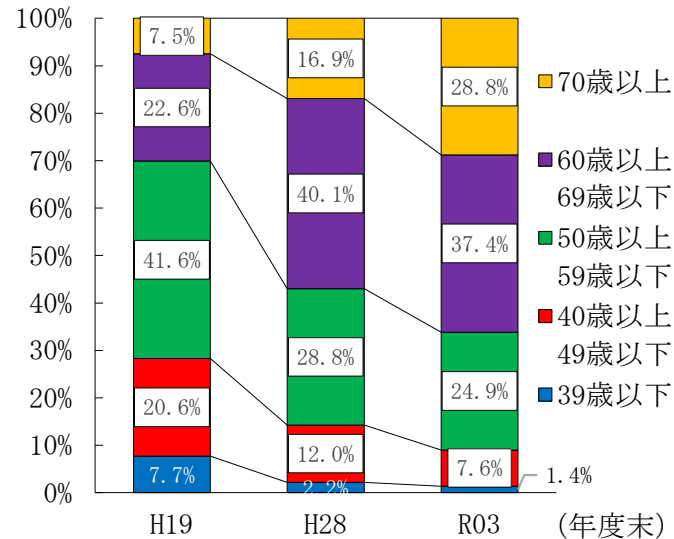
【加入時の知的障害の程度】



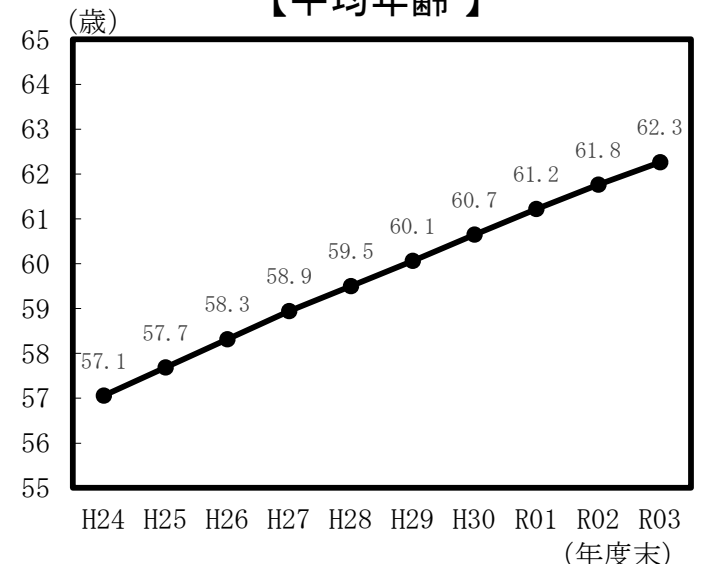
【加入時の身体障害の程度】



【年齢】



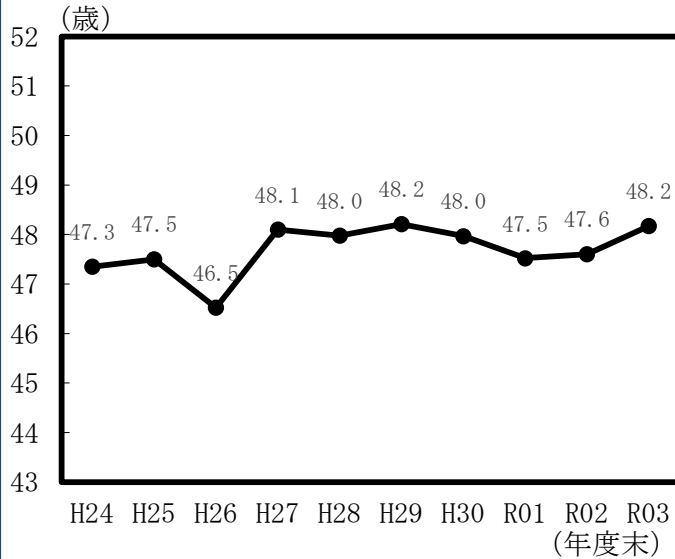
【平均年齢】



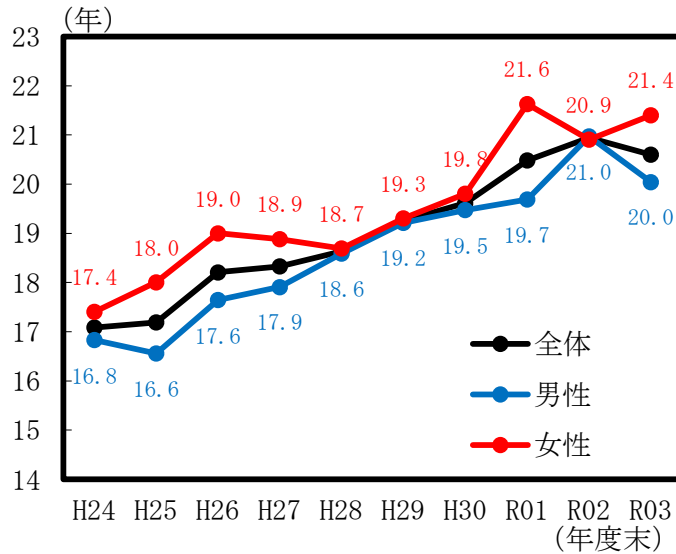
(注) 集計時点の各年度末データに基づき作成。平均年齢は口数による延人数で算出。

年金受給障害者②

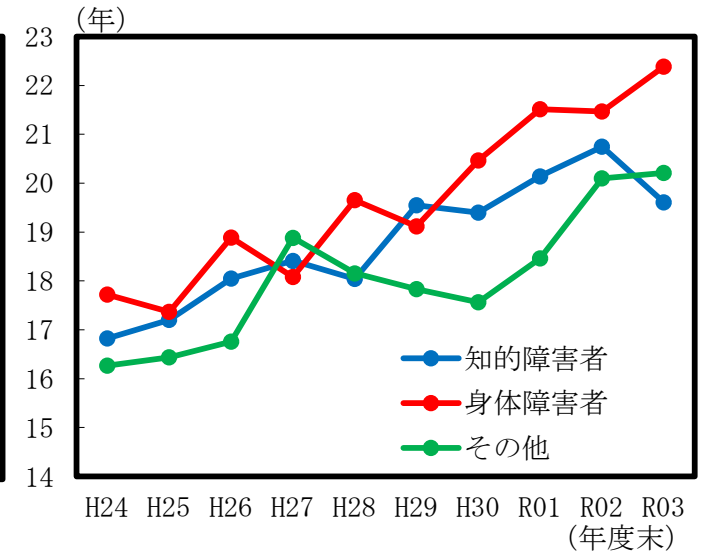
【受給開始平均年齢(失権者)】



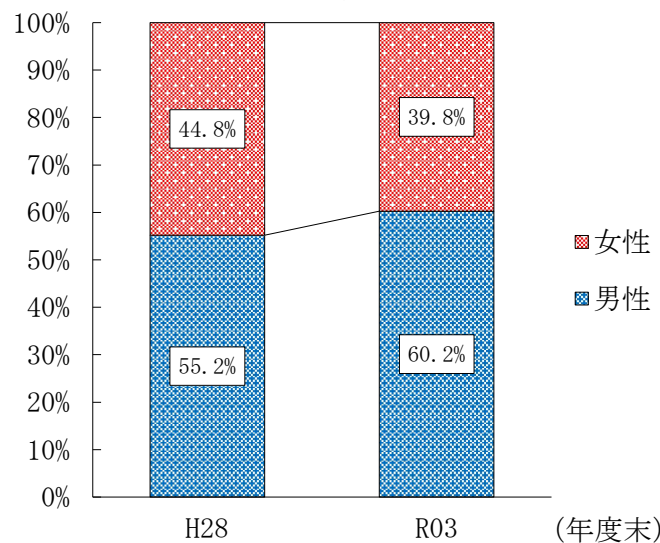
【平均受給期間(性別・失権者)】



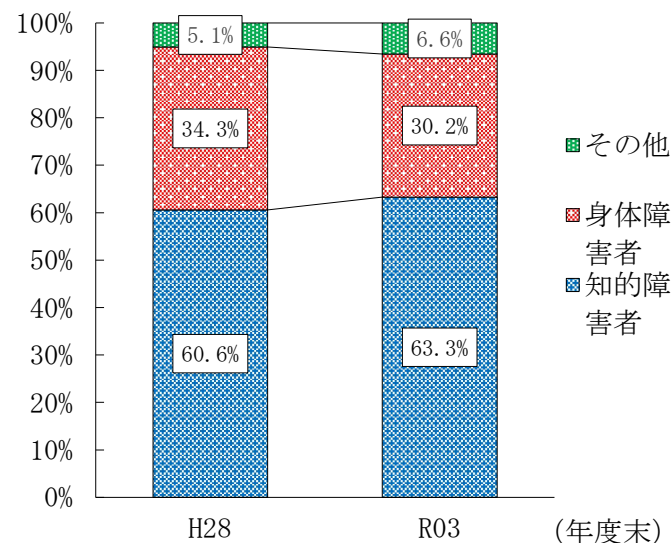
【平均受給期間(障害種別・失権者)】



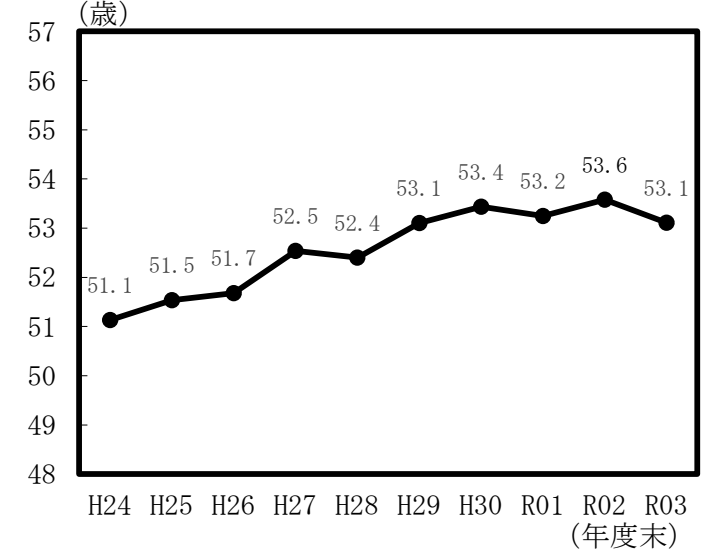
【性別(新規受給者)】



【加入時の障害種別(新規受給者)】



【受給開始平均年齢(新規受給者)】



(注)集計時点の各年度末データに基づき作成。受給開始平均年齢及び平均受給期間は口数による延人数で算出。

7. 財務状況

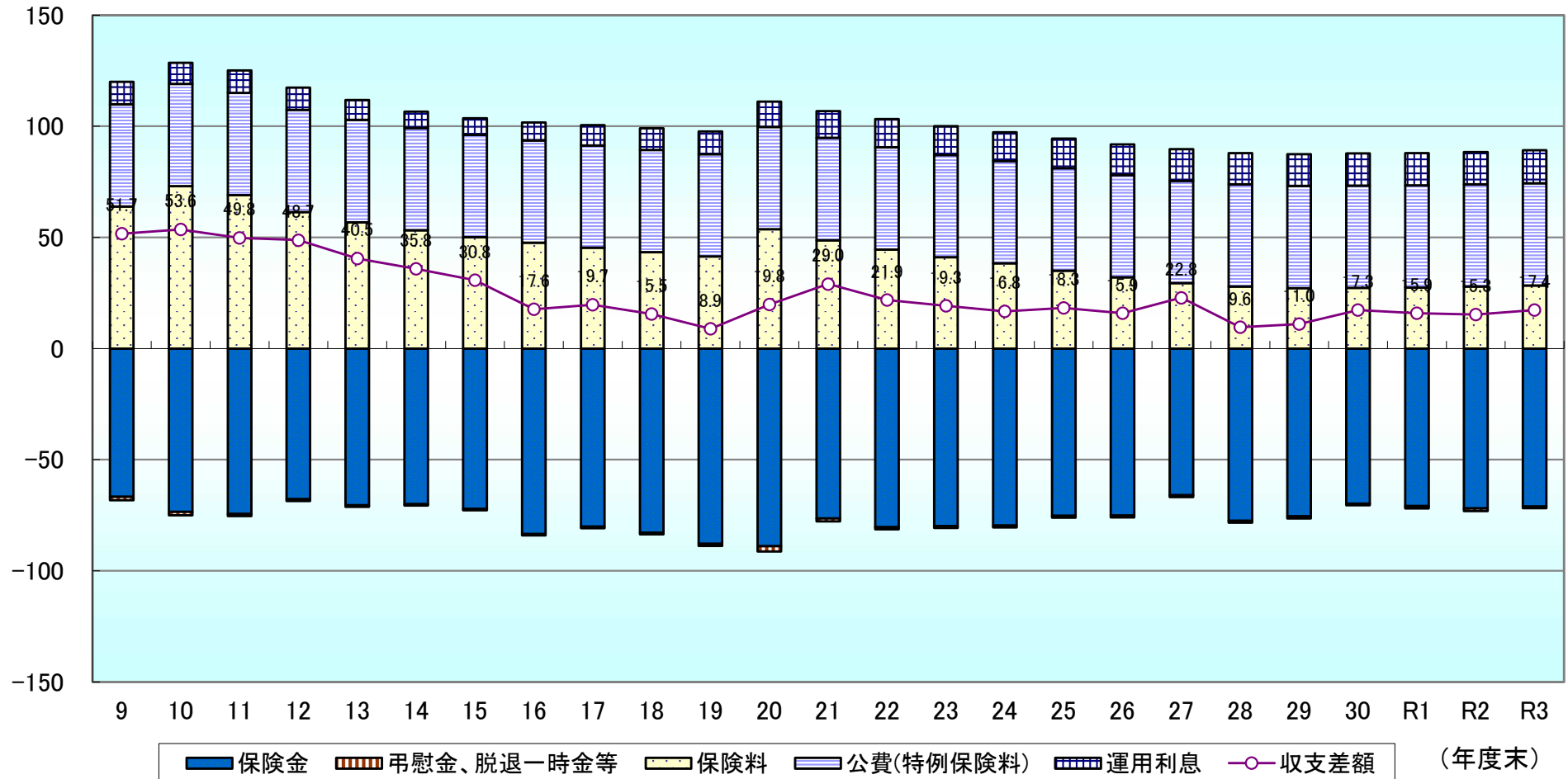
(1) 保険収支

都道府県・指定都市から納付された保険料は、生命保険会社に納められる。一方、生命保険会社は、保険の給付事由が生じたときには生命保険金、弔慰金等を機構に支出する。この収支を保険収支という。

加入者数は平成7年度をピークに減少しているが、平成30年度以降、新規加入者数が1,000人規模まで回復した影響により、保険料収入が下げ止まりしたこと等から、保険収支の収支差は平成28年度を底に以降は改善されてきている。

(億円)

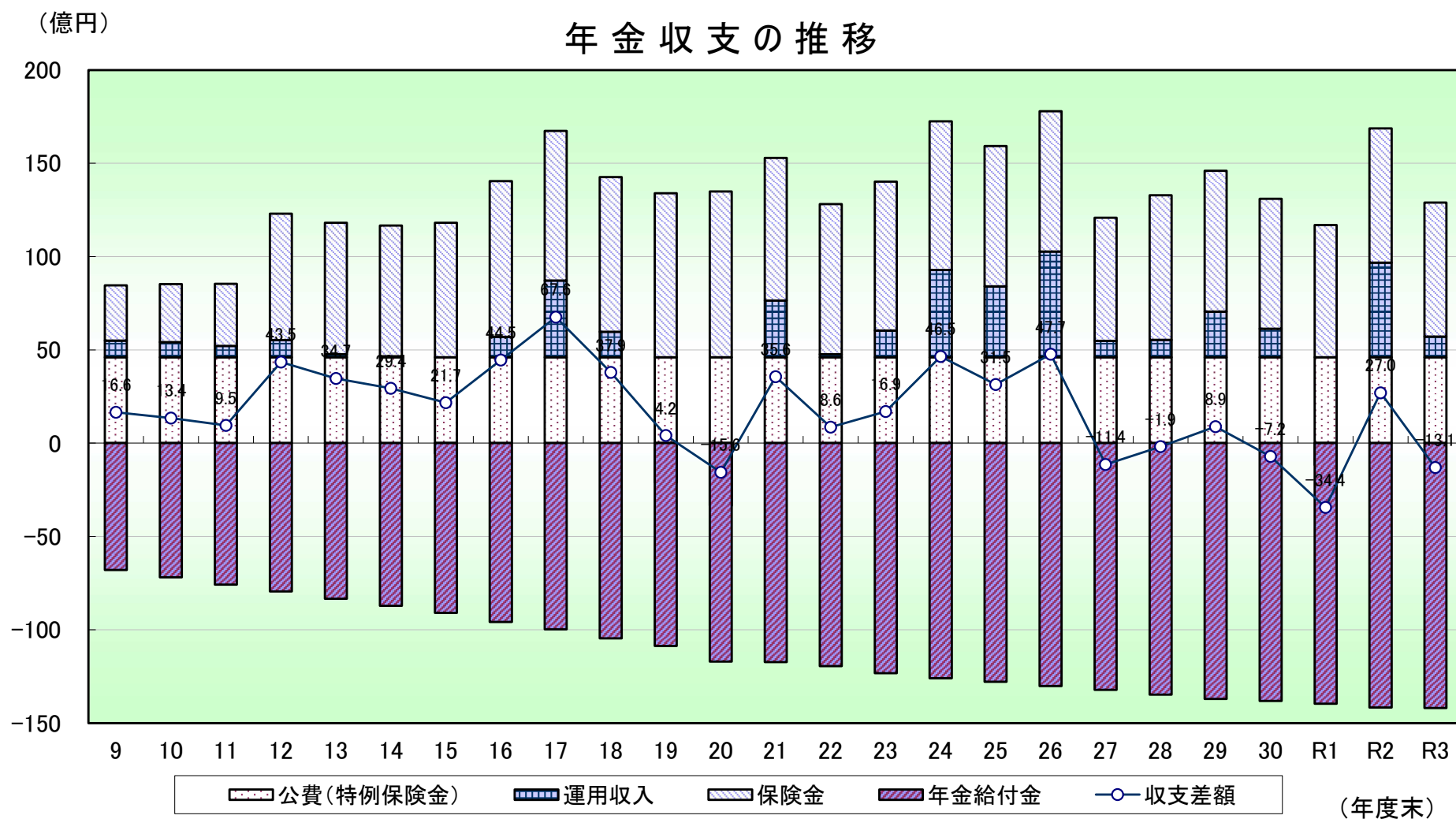
保険収支の推移



(2) 年金収支

生命保険会社からの保険金とその積立額及び運用収入により、年金給付のための資金を都道府県・指定都市に支出する。この収支を年金収支という。

年金給付金は年々増加しているが、公費の投入を開始した平成8年度以降、収支差は改善されてきている。ただし、運用環境の急激な悪化により、予定の運用利回りを大幅に下回った場合は、収支差にも影響してくる。



【保険収支】

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
I 収 入	8,742,846	8,773,270	8,790,763	8,831,618	8,914,605
1 保険料収入	2,719,654	2,723,395	2,742,650	2,788,055	2,840,346
2 特例保険料収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息収入 (運用利回り)	1,423,192 (1.63)	1,449,875 (1.63)	1,448,113 (1.60)	1,443,563 (1.57)	1,474,259 (1.57)
II 支 出	7,643,010	7,046,370	7,197,651	7,305,885	7,178,575
1 保険金支出	7,549,600	6,973,300	7,085,000	7,191,400	7,172,000
2 弔慰金支出	64,375	58,850	62,850	59,675	55,875
3 脱退一時金支出	19,765	19,470	11,770	10,885	8,875
4 その他	9,270	△ 5,250	38,031	43,925	△ 58,175
III 収支差 (I - II)	1,099,836	1,726,900	1,593,113	1,525,734	1,736,030

保険資産	89,293,118	91,020,018	92,613,132	94,138,865	95,874,895
------	------------	------------	------------	------------	------------

【年金収支】

(単位：千円、%)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
I 収 入	14,598,191	13,098,780	10,519,042	16,871,488	12,888,022
1 保険金収入	7,549,600	6,973,300	7,085,000	7,191,400	7,172,200
2 特例保険金収入	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
3 運用利息等 (運用利回り)	2,448,591 (3.48)	1,525,480 (2.14)	△ 1,165,958 (△1.60)	5,080,088 (7.52)	1,115,822 (1.62)
II 支 出	13,708,820	13,816,060	13,956,040	14,167,860	14,197,480
III 収支差 (I - II)	889,371	△ 717,280	△ 3,436,997	2,703,628	△ 1,309,458

年金資産	74,977,049	74,259,769	70,822,771	73,526,399	72,216,941
------	------------	------------	------------	------------	------------

・四捨五入のため差引が合わないことがある。

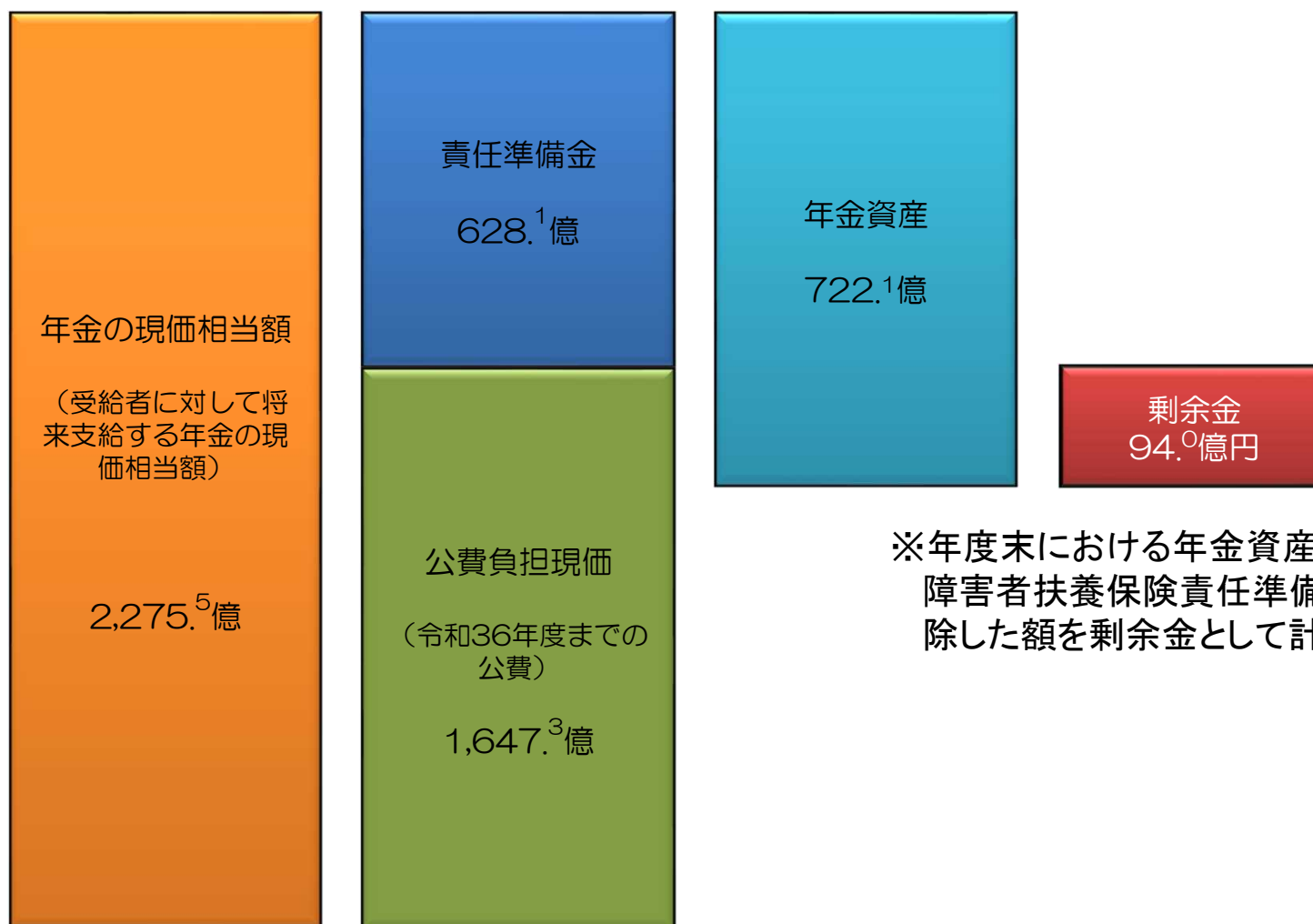
(3) 年金の現価相当額等の状況

(単位:百万円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①年金の現価相当額	200,722	200,253	200,903	200,925	232,770	231,221	229,550	227,546
②公費負担現価	122,338	123,121	123,796	124,576	161,210	163,313	163,542	164,733
③責任準備金 (①－②)	78,384	77,132	77,107	76,349	71,560	67,908	66,008	62,813
④年金資産額	75,414	74,274	74,088	74,977	74,260	70,823	73,526	72,217
⑤利益剰余金又は繰越欠損金 (④－③)	△ 2,970	△ 2,858	△ 3,019	△ 1,372	2,700	2,915	7,518	9,404
(参考)								
運用利回り実績	8.39%	1.26%	1.35%	3.48%	2.14%	△1.60%	7.52%	1.62%
大臣が指示する運用利回り	2.80%				1.50%			

*四捨五入のため差引が合わないことがある。

令和3年度末 年金の現価相当額等の状況



※年度末における年金資産額から心身障害者扶養保険責任準備金の額を控除した額を剰余金として計上。

8. 財政収支等の将来推計

将来推計の前提条件

【新規加入者】

- 直近の水準を踏まえ、新規加入者は1,000人とする。
- なお、オプションとして、新規加入者2,000人のケース及び新規加入者ゼロ人のケースも想定する。

【死亡率(加入者)】

- 直近のデータを反映し、平成29年度から令和3年度までの実績に基づく死亡率とする。
- なお、比較のため、現行の平成24年度から平成29年度までの実績に基づく死亡率のケースも想定する。

【死亡率(障害者)】

- 直近のデータを反映し、平成29年度から令和3年度までの実績に基づく死亡率とする。
- なお、比較のため、現行の平成15年度から平成17年度までの実績に基づく死亡率のケースも想定する。

【運用利回り】

- 運用利回りは、保険・年金収支ともに、現行の予定利率と同じ1.5%とする。ただし、年金収支については、令和4年12月末までの運用実績(▲3.83%)を考慮する。
- なお、オプションとして、運用利回りが低下した場合として、保険・年金収支ともに運用利回りが0.25%となるケースも想定する。

	保険収支	年金収支
現行ケース	1.50%	1.50%
運用利回り低下ケース	0.25%	0.25%

【公費投入(特別調整費)の額及び期間】

- 現行と同じ公費投入(特別調整費)の額及び期間とする。

将来推計の結果（平成19年度以前）①

- 現行の公費投入期間では、現行の死亡率及び平成29年度から令和3年度までの実績に基づく死亡率ともに、枯渇しない見通し。
- その一方、運用利回りが低下するケースでは、枯渇する見通し。
- 積立比率については、運用利回りが低下するケースでは、1を上回らない見通し。

＜平成19年度以前加入者分＞

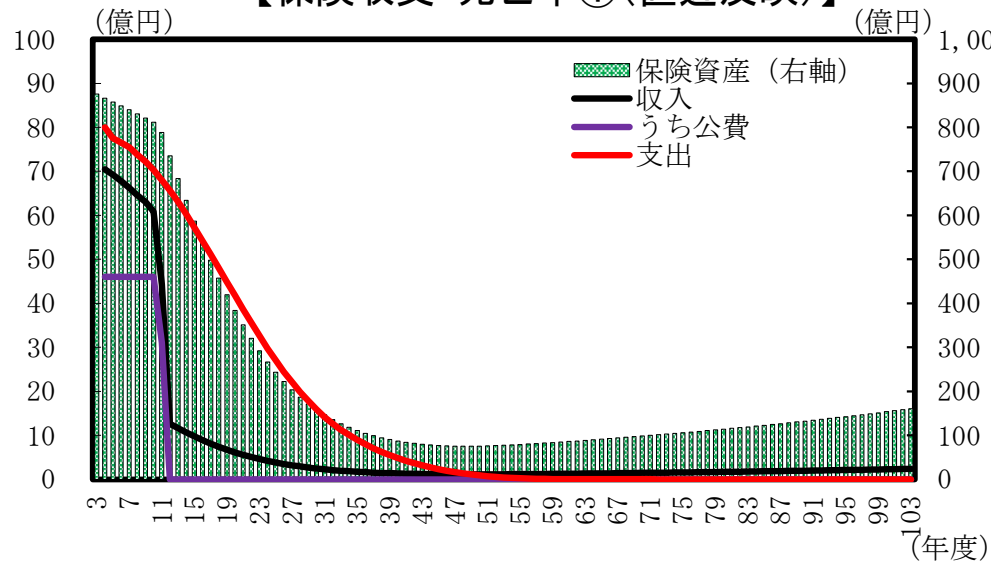
		将来収支見通し		積立比率見通し	
		運用利回り		運用利回り	
		イ 保険・年金:1.50%	ロ 保険・年金:0.25%	イ 保険・年金:1.50%	ロ 保険・年金:0.25%
死亡率	①加入者:H29-R03実績 障害者:H29-R03実績	保険:枯渇しない 年金:枯渇しない	保険:R29年度に枯渇 年金:R48年度に枯渇	保険:R10年度 年金:R35年度	保険:1を上回らない 年金:1を上回らない
	②加入者:H24-H28実績 障害者:H15-H17実績	保険:枯渇しない 年金:枯渇しない	保険:R28年度に枯渇 年金:R48年度に枯渇	保険:R10年度 年金:R35年度	保険:1を上回らない 年金:1を上回らない

(注)上記の表の「積立比率見通し」における年度は、積立比率が1を超過する年度を記載している。

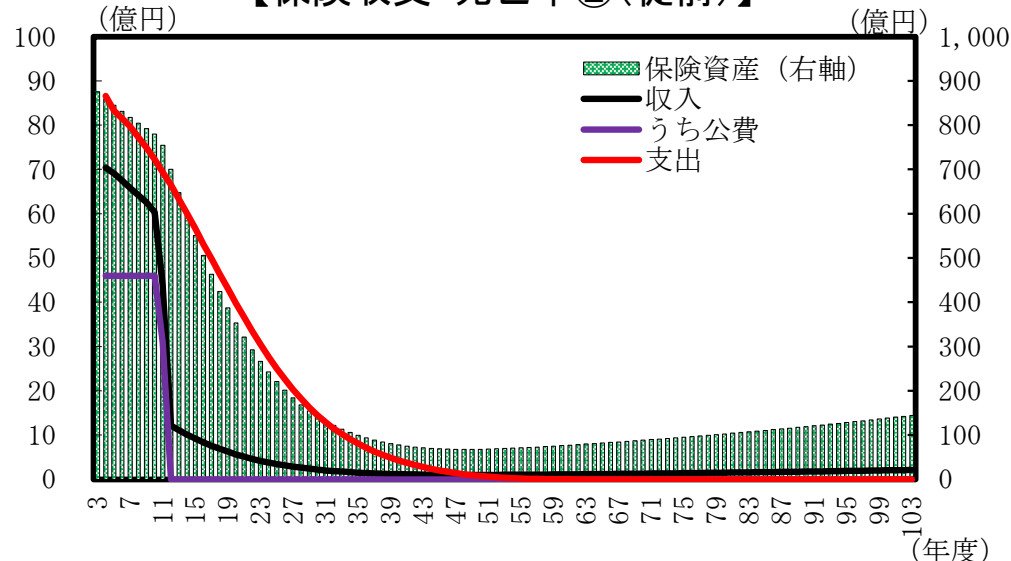
将来推計の結果(平成19年度以前)②

＜平成19年度以前加入者分・公費投入期間(現行)・運用利回り1.5%＞

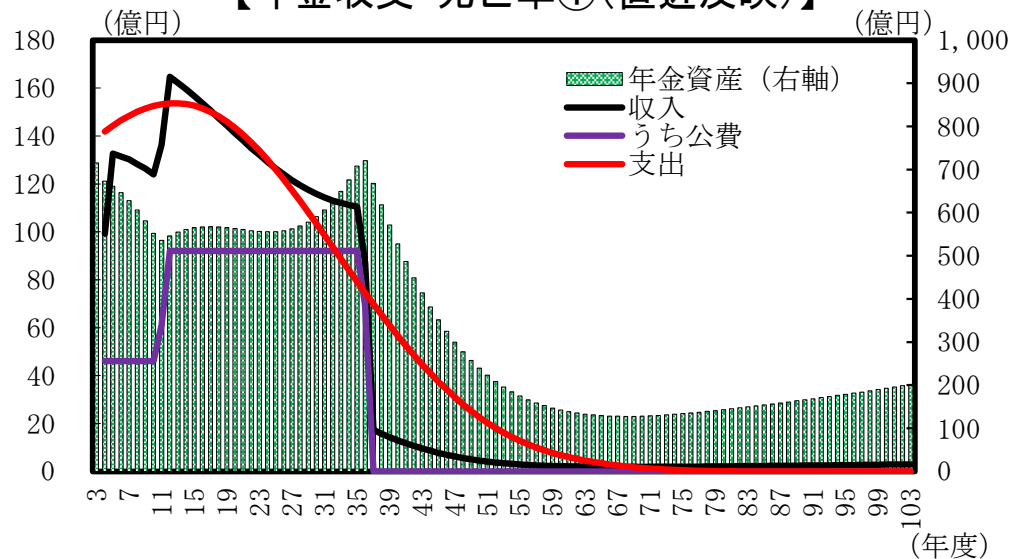
【保険収支・死亡率①(直近反映)】



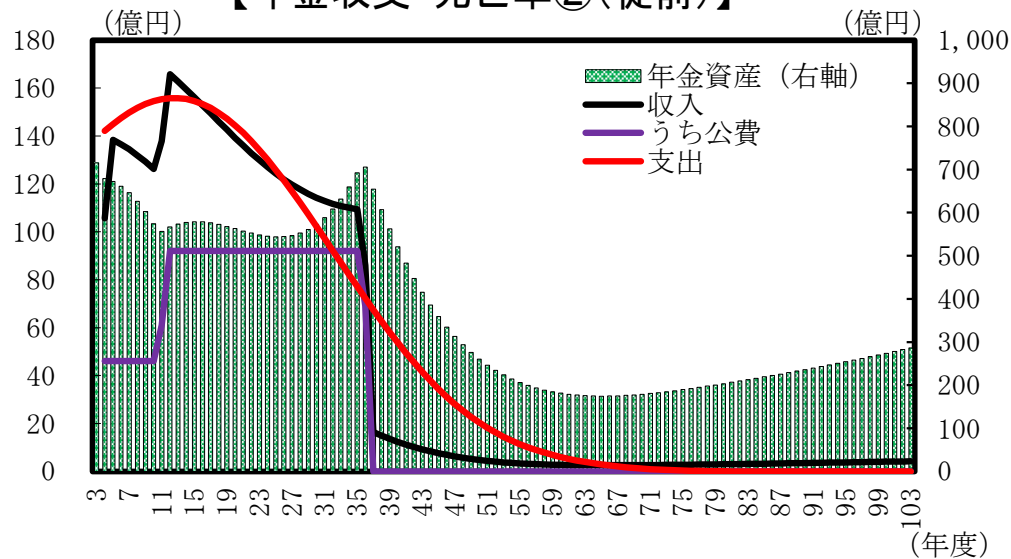
【保険収支・死亡率②(従前)】



【年金収支・死亡率①(直近反映)】



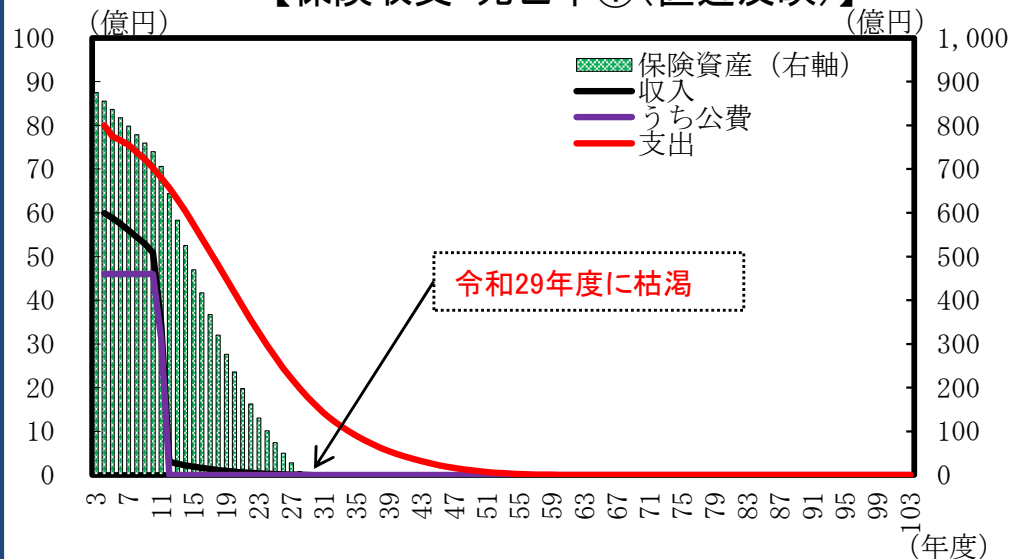
【年金収支・死亡率②(従前)】



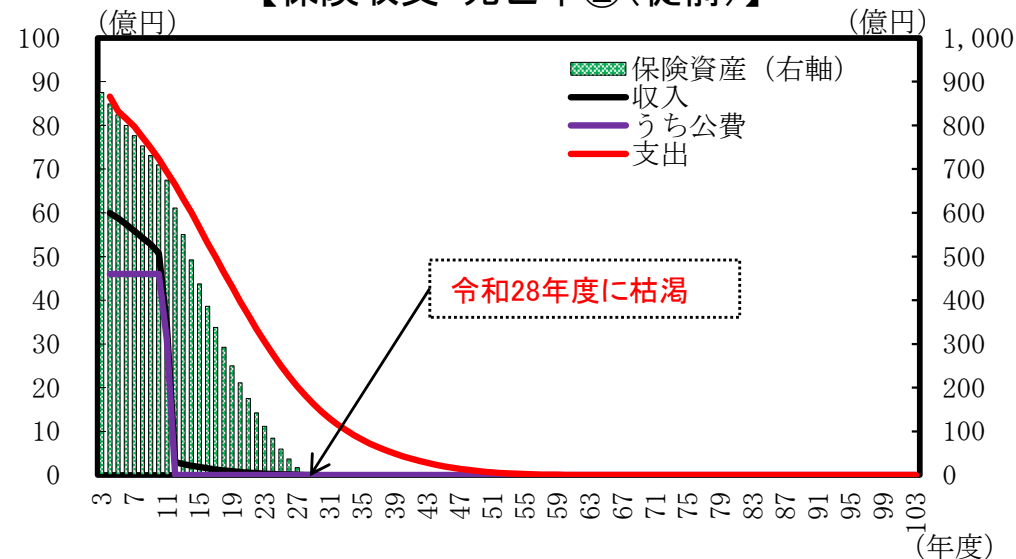
将来推計の結果(平成19年度以前)③

＜平成19年度以前加入者分・公費投入期間(現行)・運用利回り0.25%＞

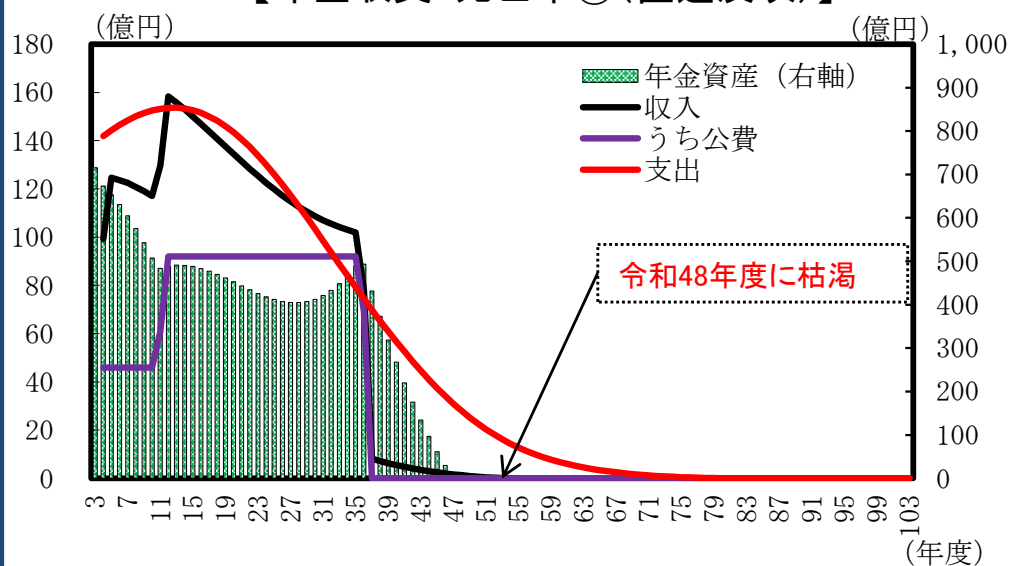
【保険収支・死亡率①(直近反映)】



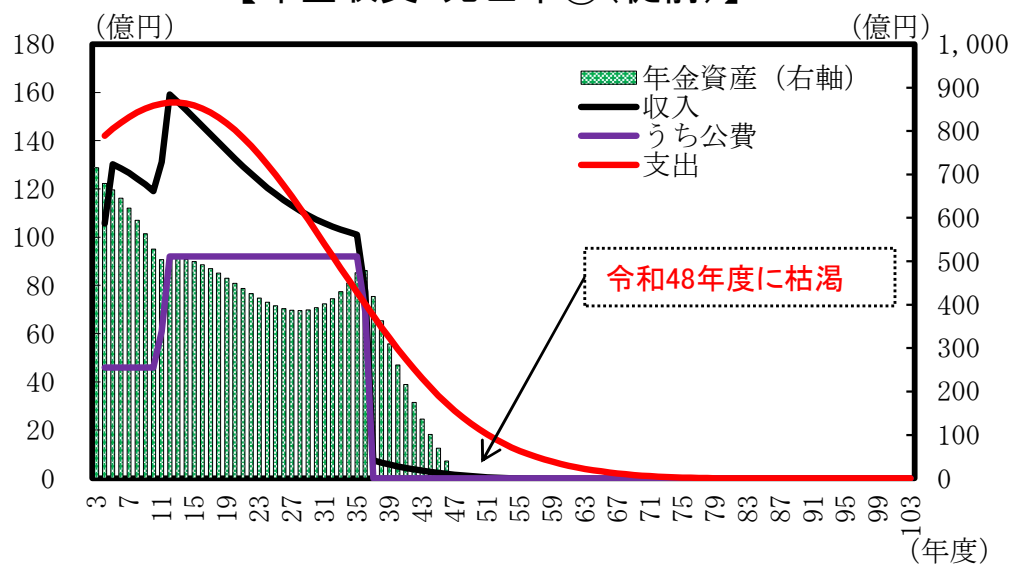
【保険収支・死亡率②(従前)】



【年金収支・死亡率①(直近反映)】



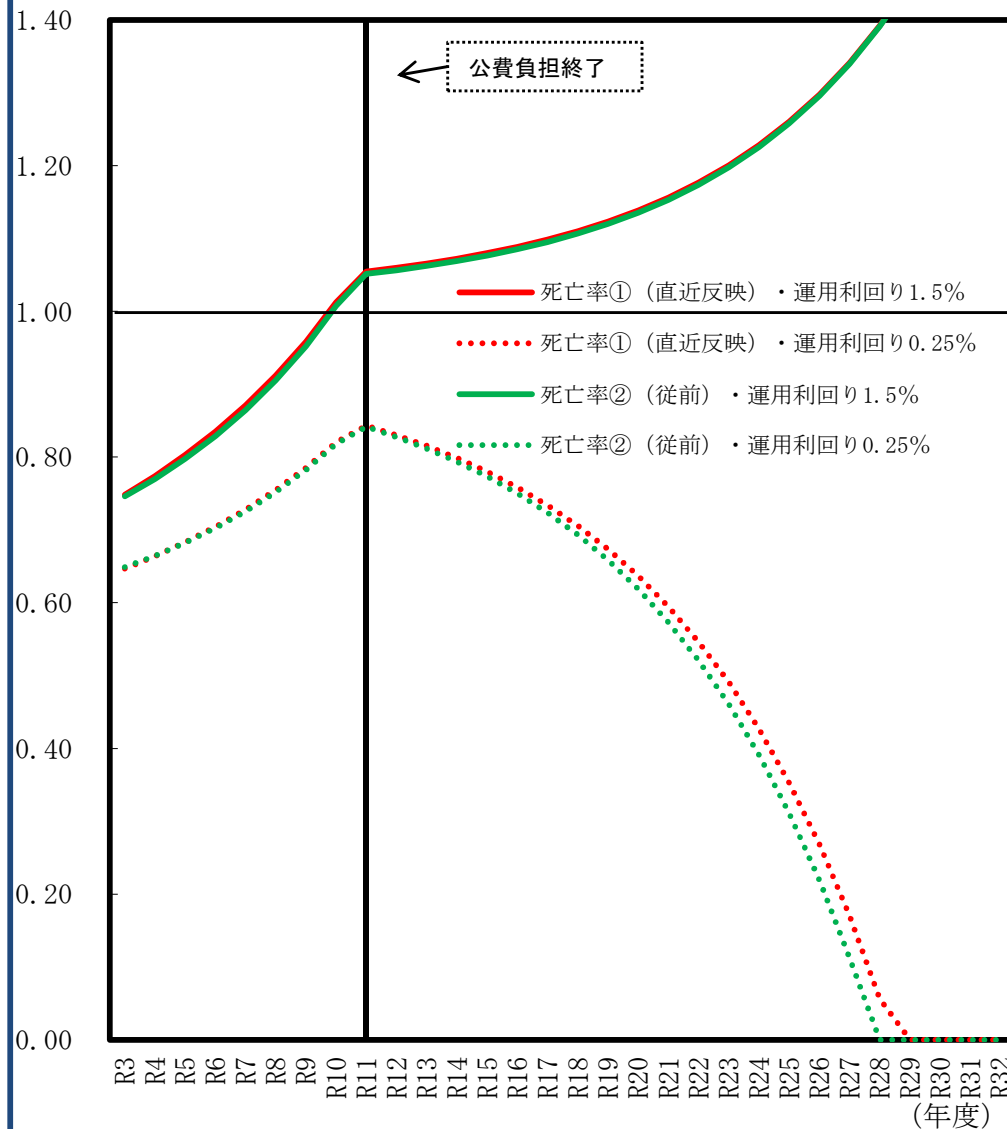
【年金収支・死亡率②(従前)】



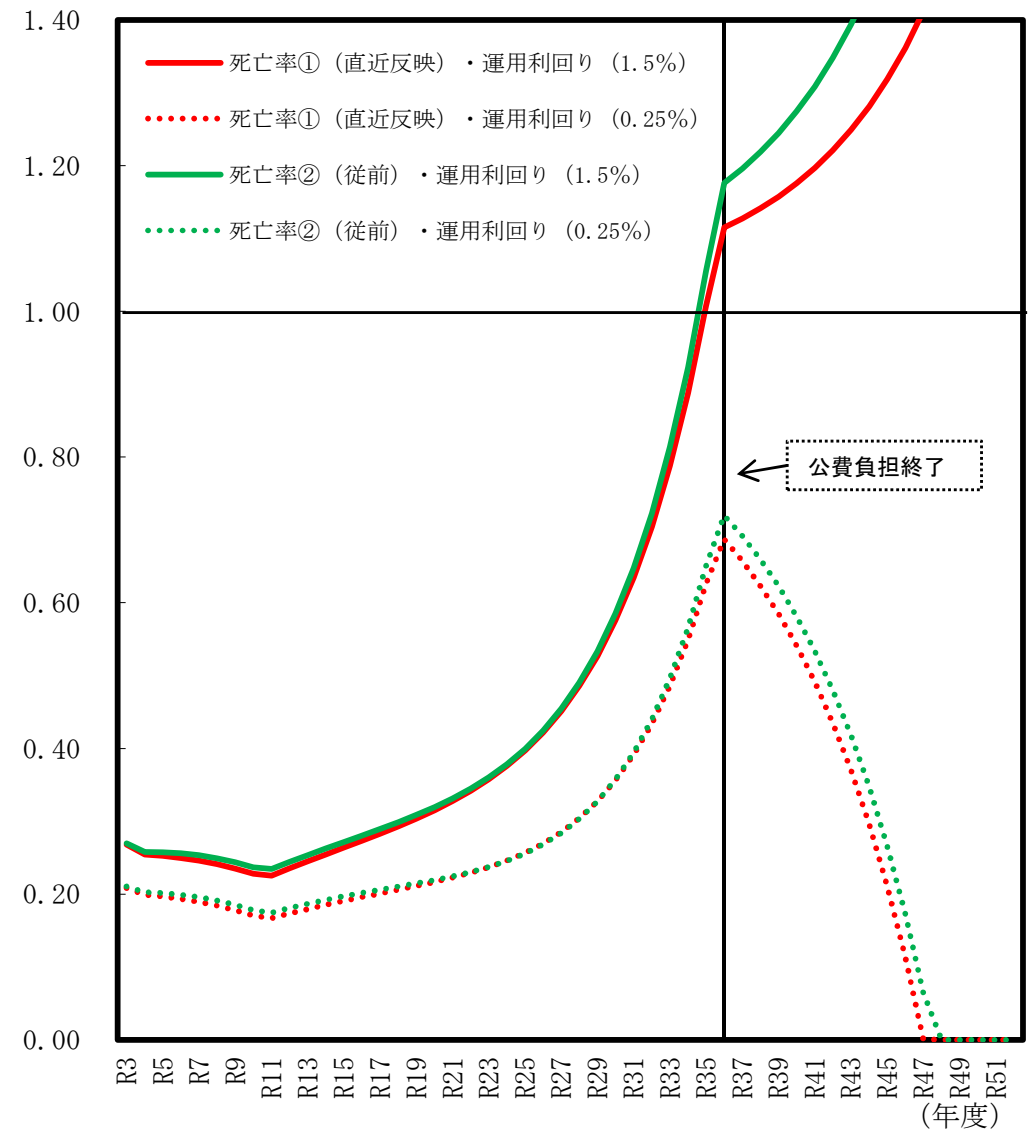
将来推計の結果（平成19年度以前）④

＜積立比率（平成19年度以前加入者分・公費投入期間（現行））＞

【保険収支】



【年金収支】



将来推計の結果（平成20年度以後）①

- 将来収支において、運用利回りが低下するケースであっても、新規加入者が1,000人又は2,000人であれば、枯渇しない見通し。
- その一方、積立比率においては、どの新規加入者数の規模を想定した場合であっても、運用利回りが低下するケースにおいては、1を上回らない見通し。

＜平成20年度以後加入者分＞

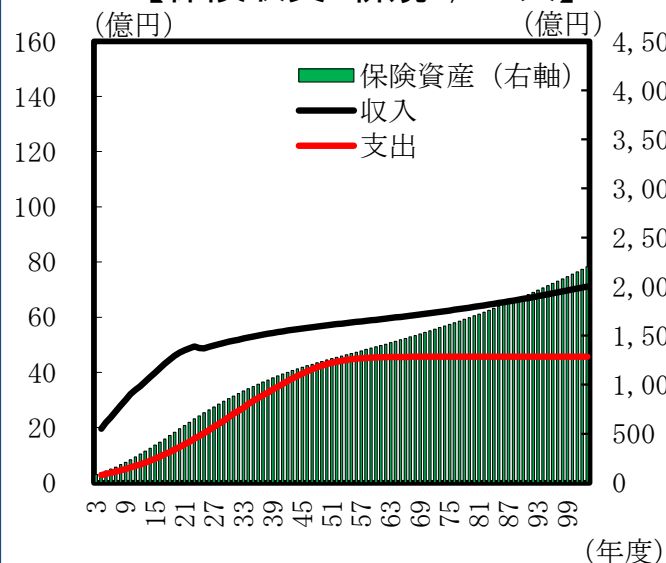
				将来収支見通し		積立比率見通し	
				運用利回り		運用利回り	
				イ 保険・年金：1.50%	ロ 保険・年金：0.25%	イ 保険・年金：1.50%	ロ 保険・年金：0.25%
新規加入者数	A 新規1,000人	死亡率	①加入者：H29-R03実績 障害者：H29-R03実績	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：1を下回らない 年金：令和19年度	保険：1を上回らない 年金：1を上回らない
			②加入者：H24-H28実績 障害者：H15-H17実績	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：1を下回らない 年金：1を下回らない	保険：1を上回らない 年金：1を上回らない
	B 新規2,000人	死亡率	①加入者：H29-R03実績 障害者：H29-R03実績	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：1を下回らない 年金：令和22年度	保険：1を上回らない 年金：1を上回らない
			②加入者：H24-H28実績 障害者：H15-H17実績	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：1を下回らない 年金：1を下回らない	保険：1を上回らない 年金：1を上回らない
	C 新規ゼロ人	死亡率	①加入者：H29-R03実績 障害者：H29-R03実績	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：R50年度に枯渇 年金：R66年度に枯渇	保険：1を下回らない 年金：令和16年度	保険：1を上回らない 年金：1を上回らない
			②加入者：H24-H28実績 障害者：H15-H17実績	保険：枯渇しない 年金：枯渇しない	保険：R50年度に枯渇 年金：R66年度に枯渇	保険：1を下回らない 年金：1を下回らない	保険：1を上回らない 年金：1を上回らない

（注）上記の表の「積立比率見通し」における年度は、積立比率が1を超過する年度を記載している。

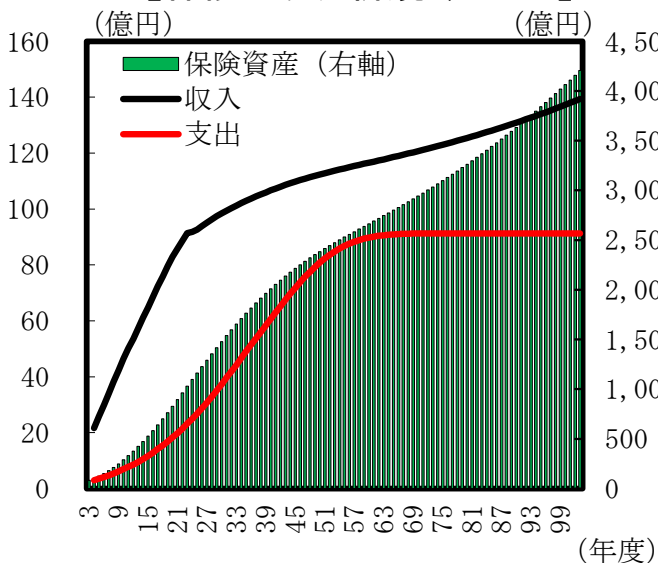
将来推計の結果(平成20年度以後)②

＜平成20年度以後加入者分・死亡率①(直近反映)・運用利回り1.5%＞

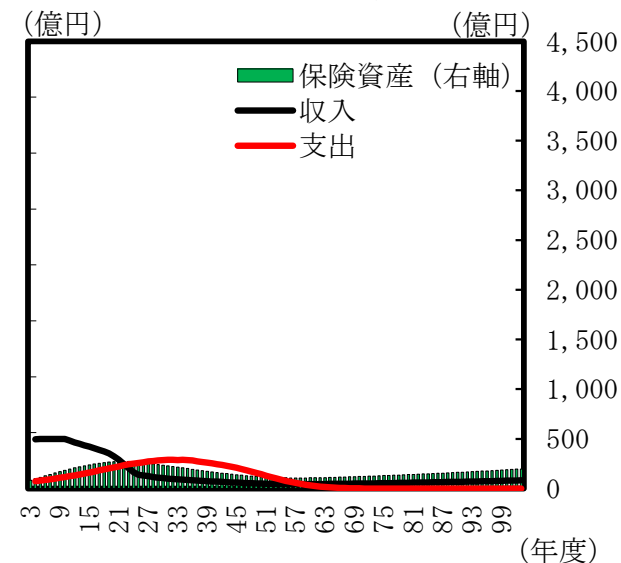
【保険収支・新規1,000人】



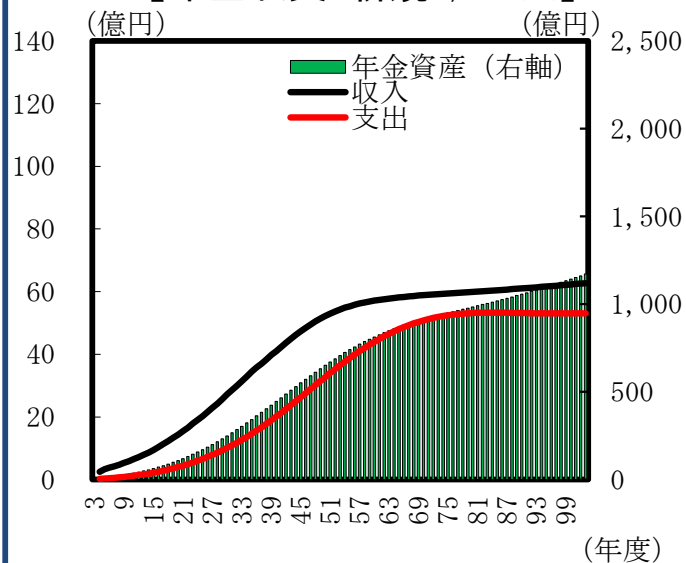
【保険収支・新規2,000人】



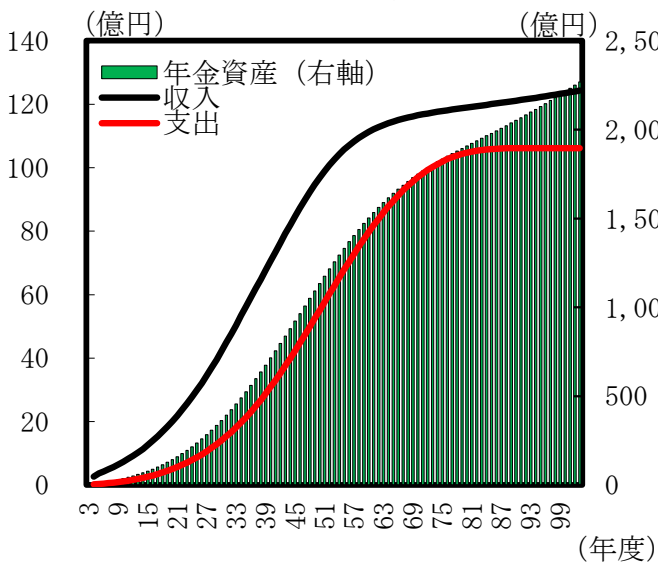
【保険収支・新規0人】



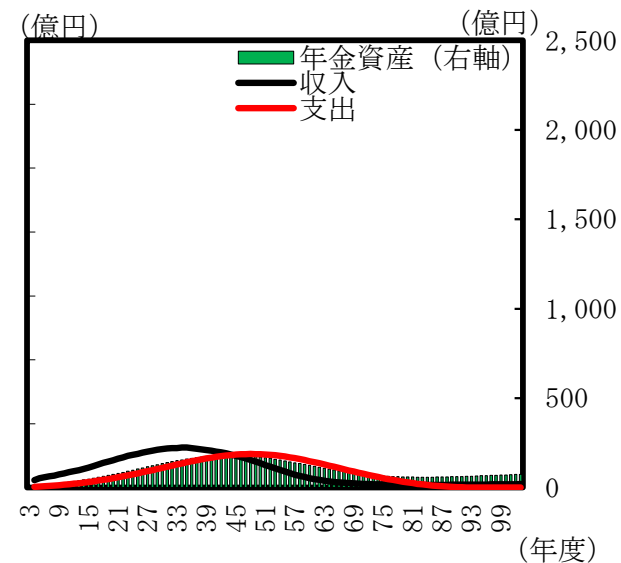
【年金収支・新規1,000人】



【年金収支・新規2,000人】



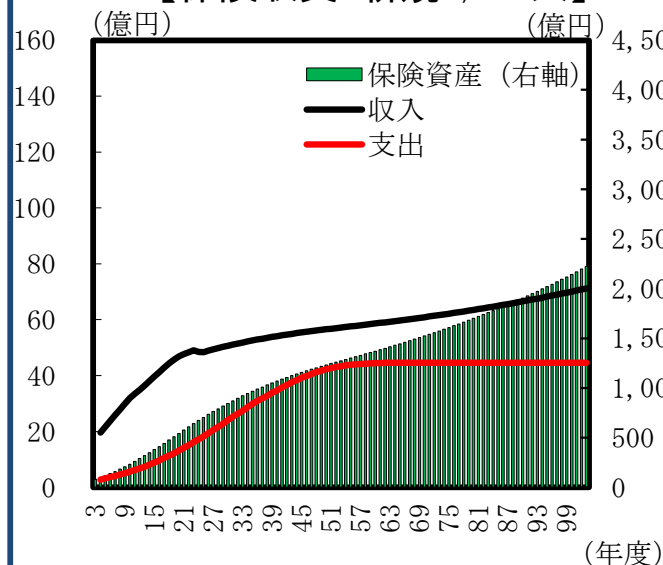
【年金収支・新規0人】



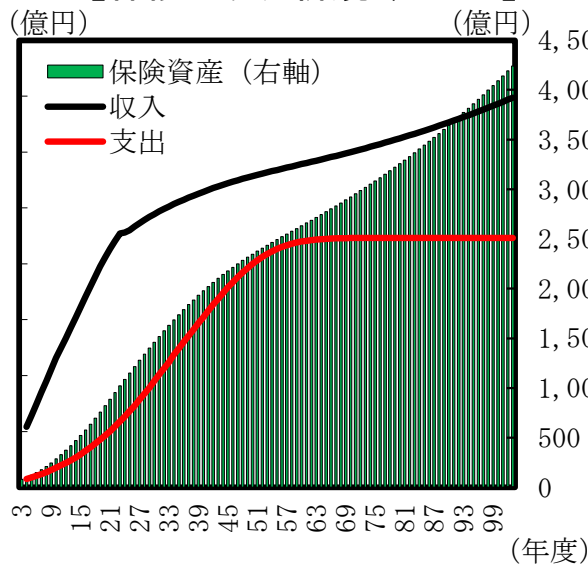
将来推計の結果(平成20年度以後)③

<平成20年度以後加入者分・死亡率②(従前)・運用利回り1.5%>

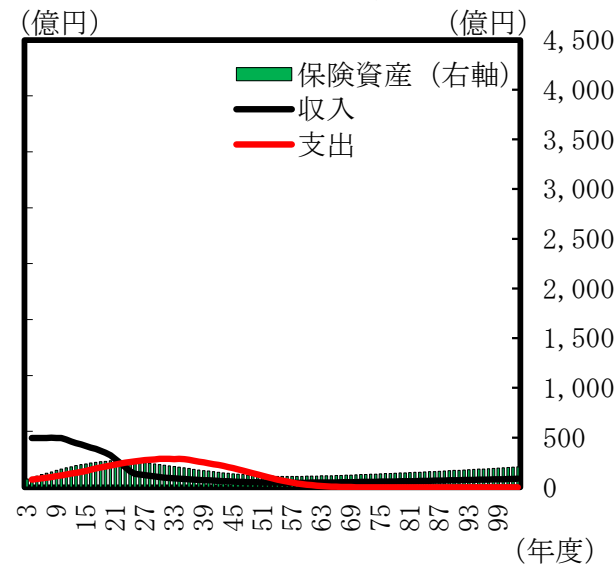
【保険収支・新規1,000人】



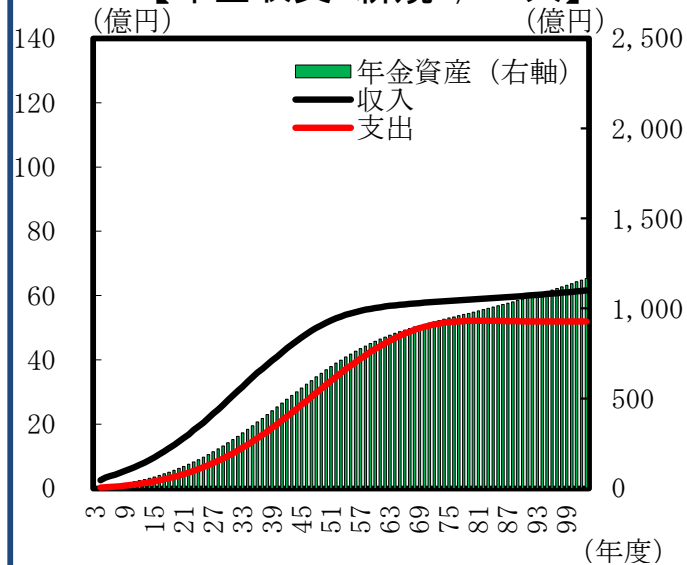
【保険収支・新規2,000人】



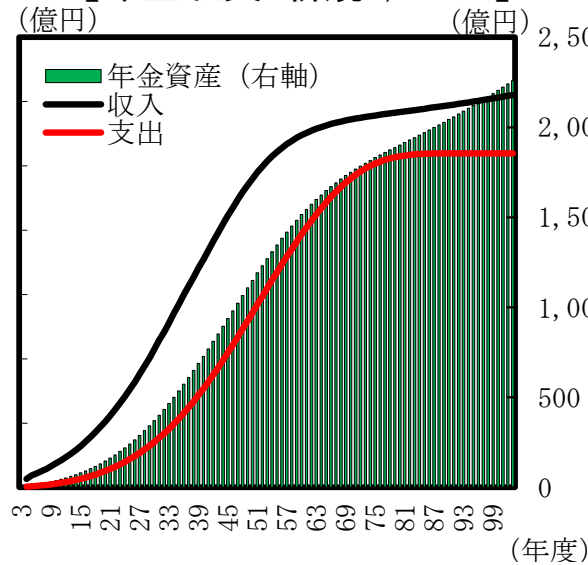
【保険収支・新規0人】



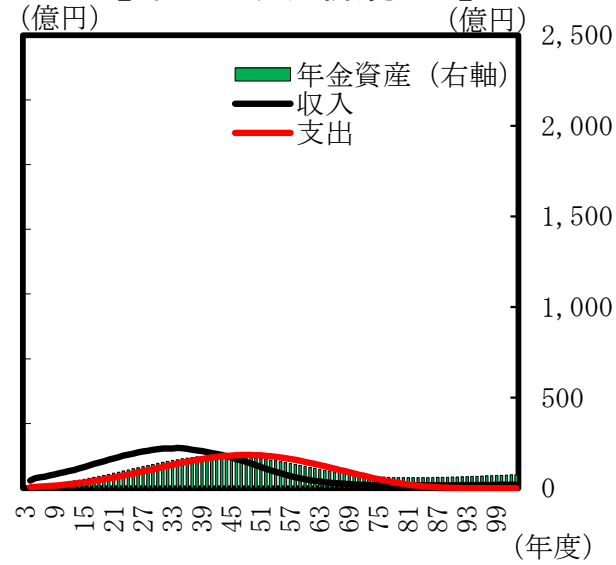
【年金収支・新規1,000人】



【年金収支・新規2,000人】



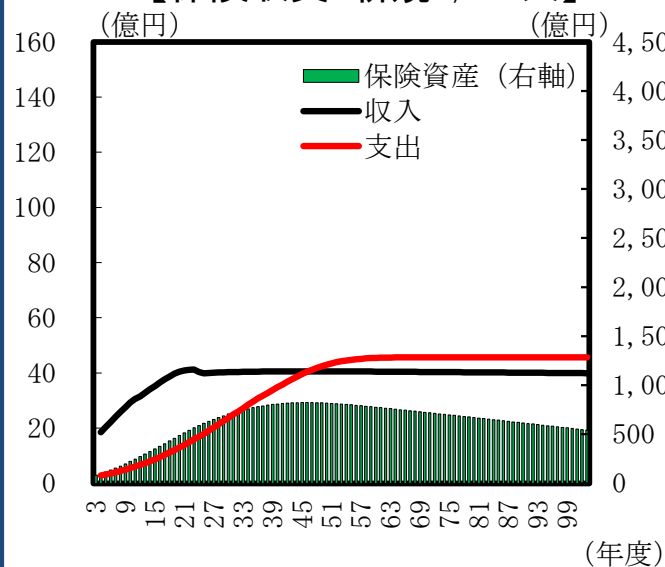
【年金収支・新規0人】



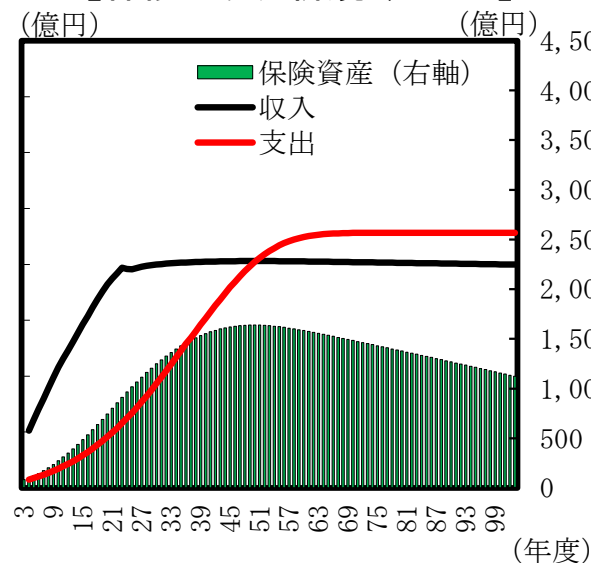
将来推計の結果(平成20年度以後)④

<平成20年度以後加入者分・死亡率①(直近反映)・運用利回り0.25%>

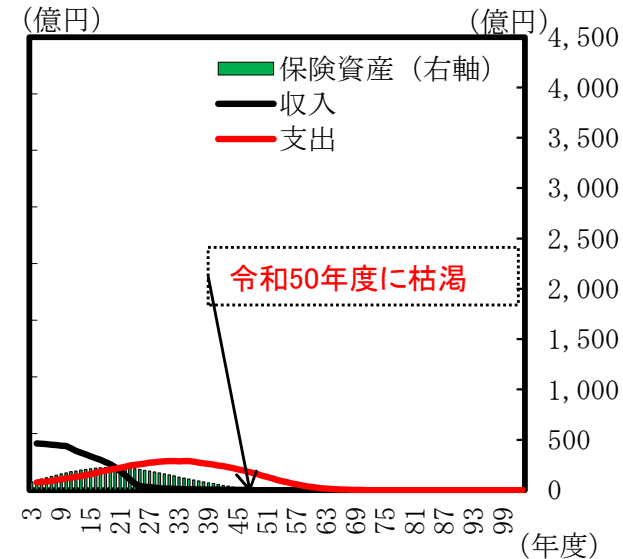
【保険収支・新規1,000人】



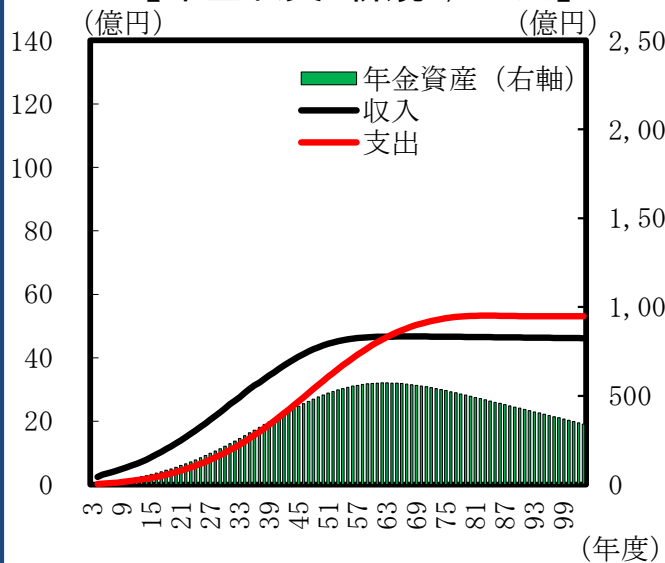
【保険収支・新規2,000人】



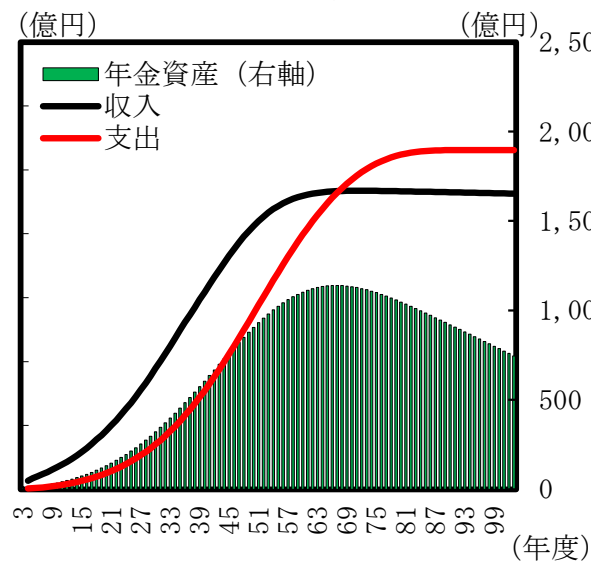
【保険収支・新規0人】



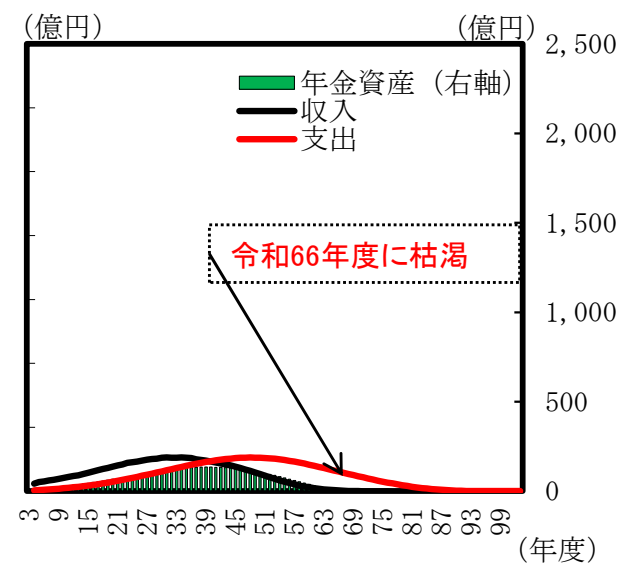
【年金収支・新規1,000人】



【年金収支・新規2,000人】



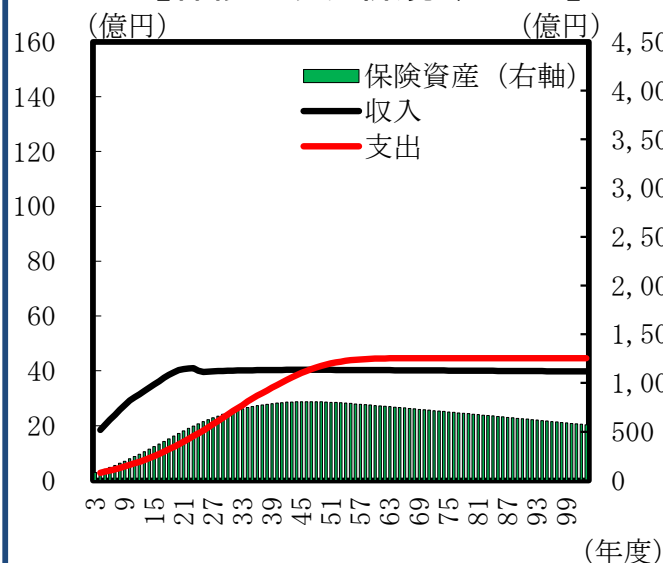
【年金収支・新規0人】



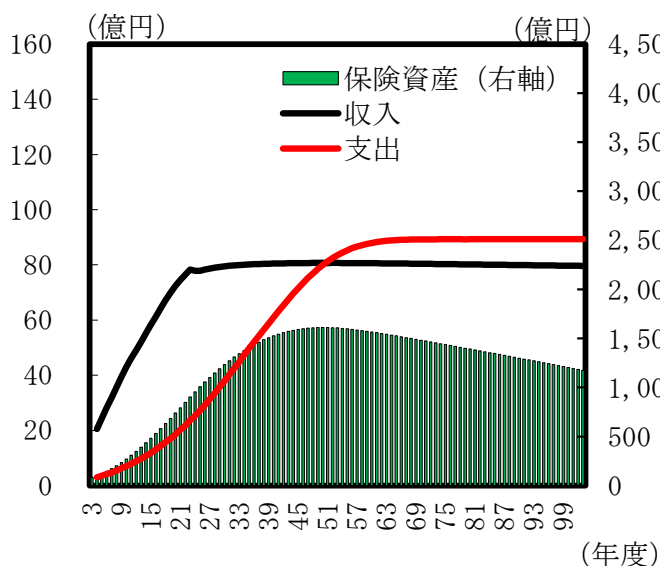
将来推計の結果(平成20年度以後)⑤

＜平成20年度以後加入者分・死亡率②(従前)・運用利回り0.25%＞

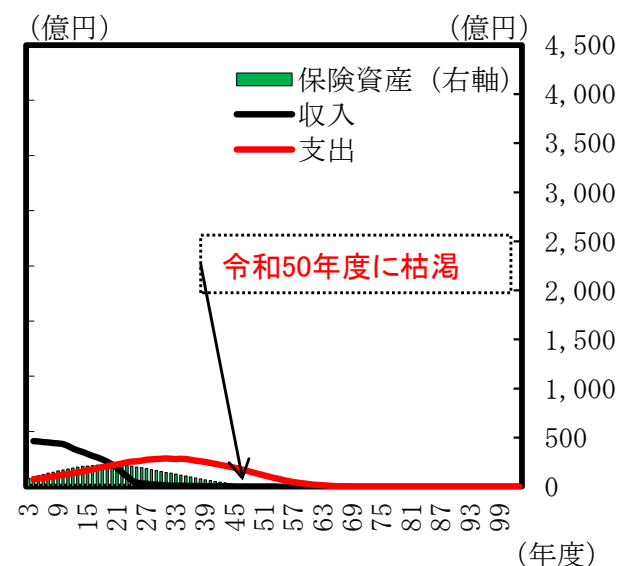
【保険収支・新規1,000人】



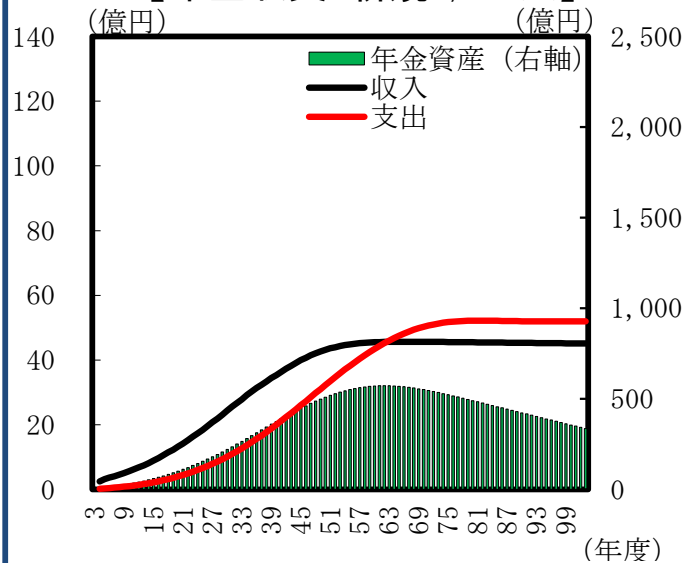
【保険収支・新規2,000人】



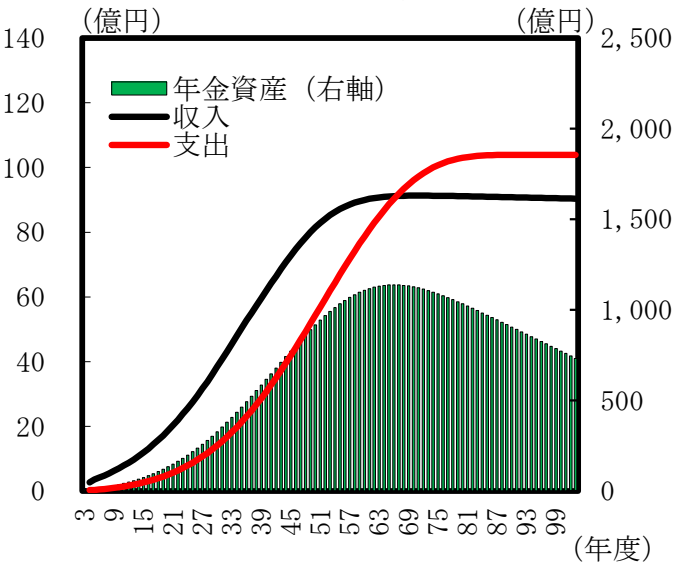
【保険収支・新規0人】



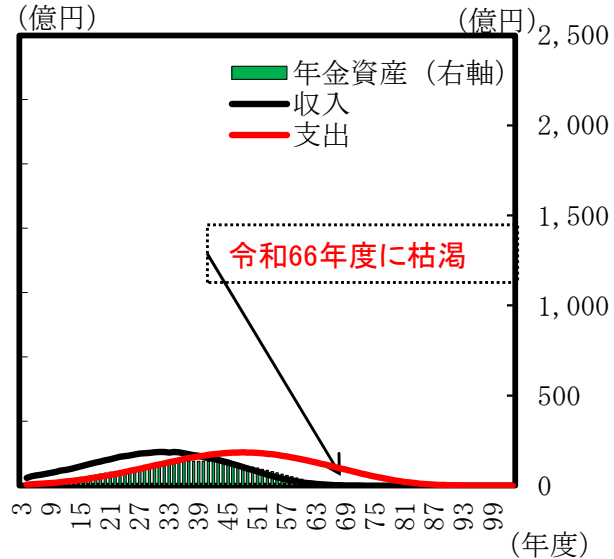
【年金収支・新規1,000人】



【年金収支・新規2,000人】



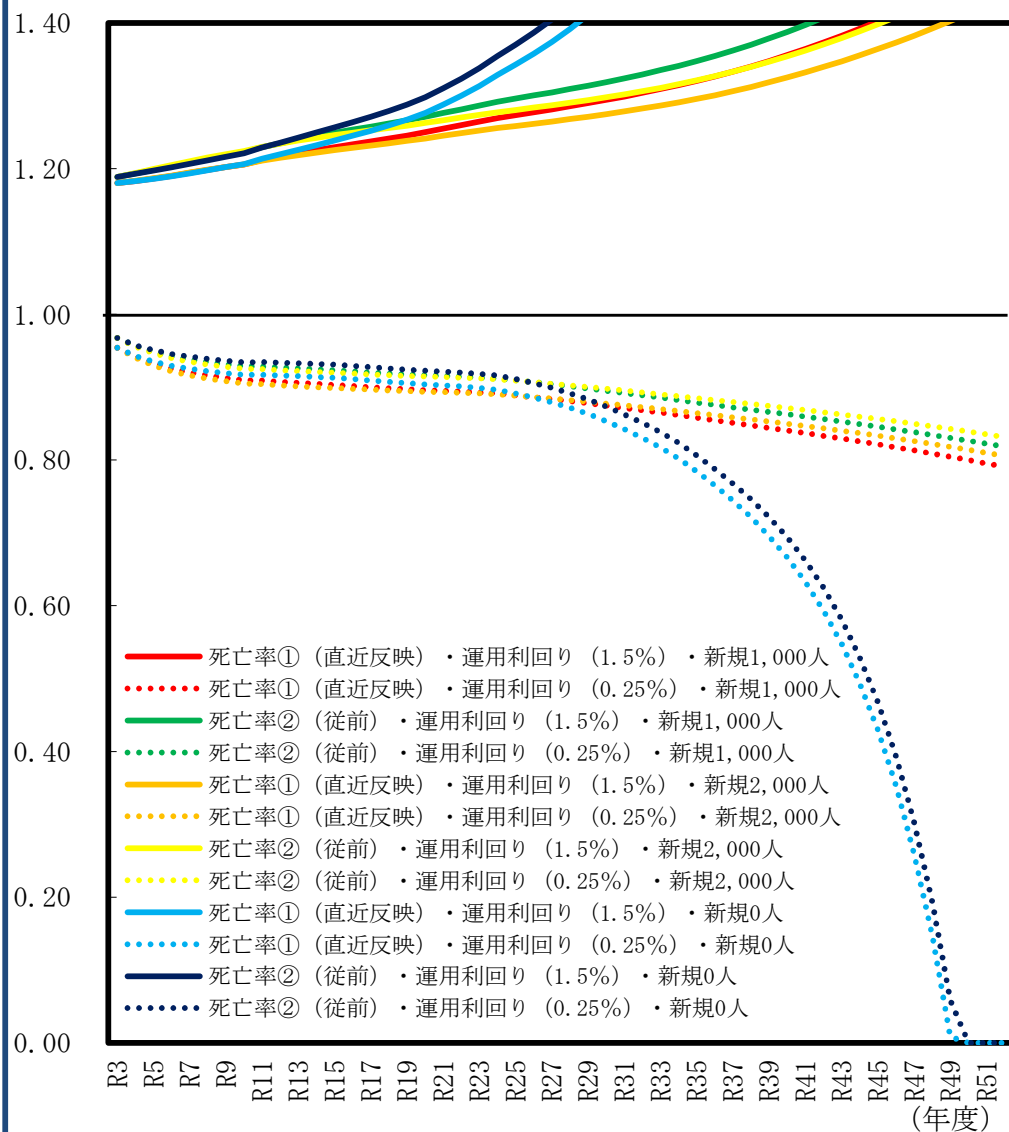
【年金収支・新規0人】



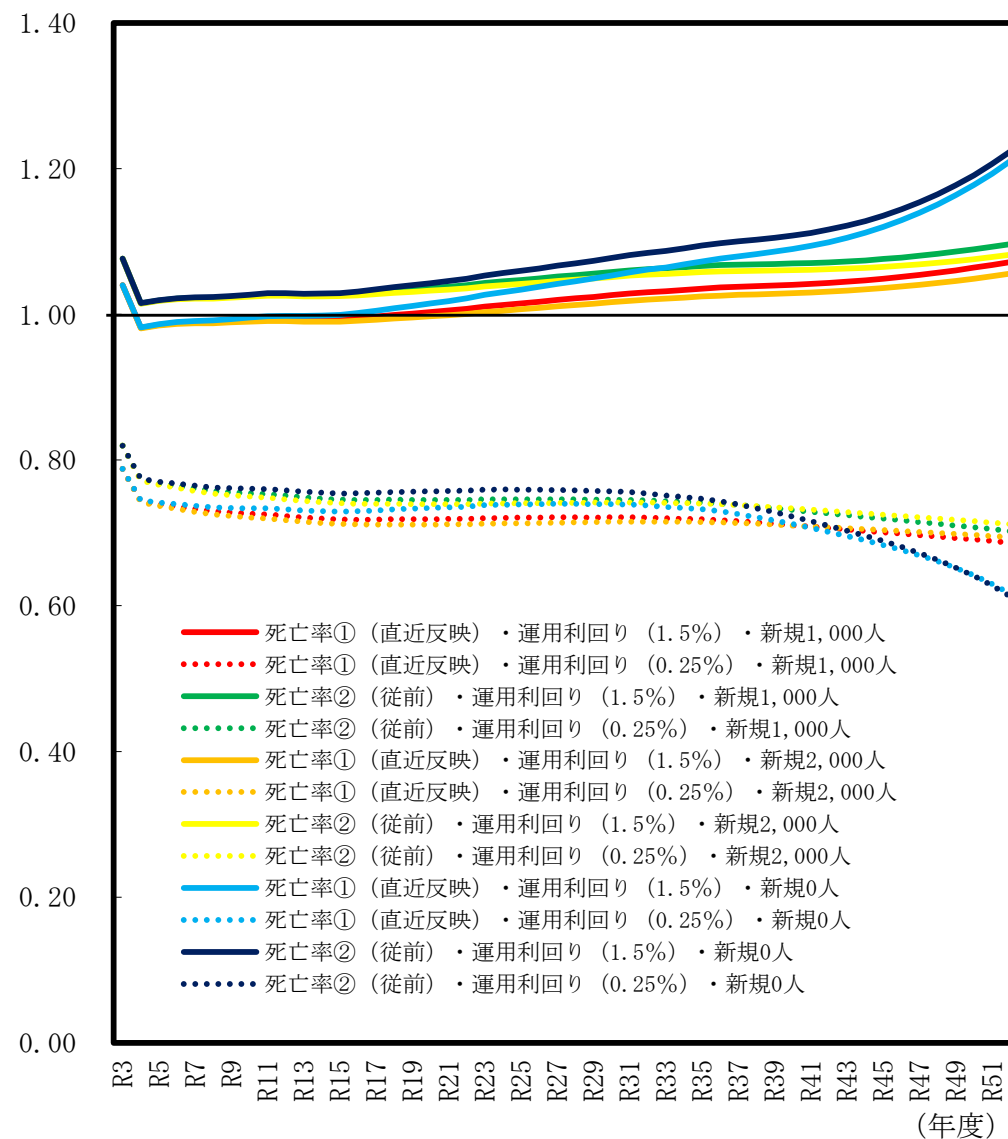
将来推計の結果（平成20年度以後）⑥

＜積立比率（平成20年度以後加入者分）＞

【保険収支】



【年金収支】



9. これまでの広報活動の実績(平成29年度～令和3年度)

- 平成29年度の「心身障害者扶養保険事業に関する検討会」において、この制度は障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減につながるものと考えられ「国、地方公共団体及び機構においては、加入者数が減少傾向にあることも踏まえ、新規加入の促進に向けて、広報の取組を一層充実させていくことが重要である。」とされ、以下の取組が提案されたことから、国、福祉医療機構及び地方公共団体と連携して、様々な広報活動を実施。

(1) 広報ツールを活用した障害者行政窓口での周知の促進

- 【厚生労働省】
 - ・地方公共団体へ制度の広報啓発に係る課長通知の発出
 - ・広報啓発用のリーフレット、案内の手引き及びパンフレットの原案を作成 等
- 【福祉医療機構】
 - ・地方公共団体へ上記リーフレット、案内の手引き及びパンフレットを配布
 - ・障害者関係団体や全国の特別支援学校(令和3年末1, 160校)へパンフレットを配布 等

(2) 障害者やその保護者が利用する様々な制度を活用した広報

- 【厚生労働省】
 - ・地方公共団体を通じて「相談支援事業所」、「障害児・障害者施設」等への制度広報用ポスター掲示依頼
 - ・「民生委員・児童委員必携」及び「母子健康手帳(及び副読本)」に制度概要の掲載 等
- 【福祉医療機構】
 - ・社会福祉や障害教育等の情報誌に制度紹介記事の掲載 等

(3) 利用者の視点に立った情報発信 及び インターネット及びモバイル等の活用

- 【厚生労働省】
 - ・制度説明や加入者の声等を盛り込んだ広報用動画のYouTube配信の実施 等
- 【福祉医療機構】
 - ・障害者関係団体が実施する研修会や会報誌等での制度紹介
 - ・障害者関係団体内ネットワーク(Facebookによる周知)を活用した制度周知の実施
 - ・ラジオ番組での制度紹介、制度紹介動画の作成及びWAMNET等への掲載
 - ・都道府県・指定都市における制度紹介ページとWAMNET等との相互リンクの実施 等

(リーフレット)

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金	掛金が割安	税制優遇	公的制度だから安心
保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生涯にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)	制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。	保護者が支払う場合は所得控除の対象となる健康保険料であること、障害者・重度障害者が加入している任意加入の制度です。	制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「障害者扶養共済制度」をご覧ください。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「障害者扶養共済制度」をご覧ください。

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

(ポスター)

▶▶▶ ご存じですか? ◀◀◀

『障害者扶養共済制度』

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

この制度は、障害のある方を扶養している保護者が、
毎月一定の掛金を納めることにより、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方に一定額の年金を支給する制度です。

▶ 都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

▶ 保護者(=加入者)が死亡したとき、または重度障害になったときに、保護者が扶養する障害のある方に毎月2万円の年金が生産にわたって支給されます(2口加入の場合は4万円)。

▶ 制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。

▶ 加入者が支払う掛金は所得控除の対象になります。

以下のような場合、この制度に加入することができます

▶ 加入する方(=保護者)の条件には、下のようものがあります。

- ・ 障害のある方を扶養している保護者であること。
- ・ 加入年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- ・ 特別の疾病または障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

▶ この制度の年金を受け取ることができる方(=加入者が扶養している障害のある方)は、下の3つのいずれかに当てはまり、かつ③に当てはまる方です。

- ① 知的障害のある方。
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する方。
- ③ 精神または身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①または②と同程度と認められる方。

● 将来独立自活することが困難であると認められる方(対象となる障害者(児)の年齢は問いません)。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。

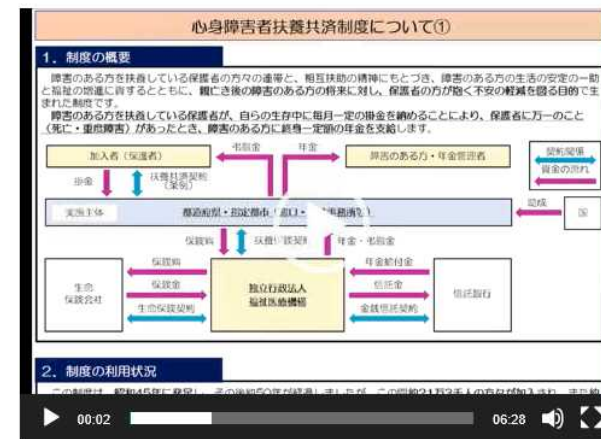
★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「障害者扶養共済制度」をご覧ください。

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

(動画)

障害者扶養共済制度(しょうがい共済)のご案内(動画)

- 令和2年度に福祉医療機構で作成した動画です。
障害者扶養共済制度の概要を音声で解説しています。[動画6分]



【資料】心身障害者扶養共済制度について[PDF:149KB]

- 平成29年度に厚生労働省にて作成した動画です。
障害者扶養共済制度のメリットを分かりやすく説明し、利用者の声を掲載しています。[動画5分]



(参照先: YouTube「厚生労働省 / MHLWchannel」障害者扶養共済制度(しょうがい共済)のご案内)

※画像は福祉医療機構のHPより。

(案内の手引き)

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(愛称: しょうがい共済)

案内の手引き

令和4年3月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
独立行政法人福祉医療機構 保険・支払業務部 扶養保険課

厚生労働省 WAM 独立行政法人福祉医療機構

※行政窓口等での制度案内のポイントをまとめた資料。